

1. 件名：「新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請（蒸気発生器の取替え等））【1】」

2. 日時：令和5年5月17日（水） 10時00分～12時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、中野安全審査官、坂本安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力保全担当部長 他30名（30名のうち、12名はTV会議システムにより出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉 原子炉設置変更許可申請に係る審査スケジュール案について

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請の概要【蒸気発生器取替え、蒸気発生器保管庫設置及び点検建屋設置】（令和5年4月25日の面談資料を使用）
- ・高浜発電所3号炉及び4号炉 蒸気発生器取替えの概要について（令和5年4月25日の面談資料を使用）
- ・高浜発電所3号及び4号炉 蒸気発生器保管庫設置の概要について（令和5年4月25日の面談資料を使用）
- ・高浜発電所1号、2号、3号及び4号炉 点検建屋設置の概要について（令和5年4月25日の面談資料を使用）
- ・高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉 蒸気発生器取替え、蒸気発生器保管庫設置及び点検建屋設置に係る設置許可基準規則の関係性について（令和5年4月25日の面談資料を使用）

- ・ 高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉 設置許可基準規則への適合性について（外部からの衝撃による損傷の防止）（令和 5 年 4 月 2 5 日の面談資料を使用）
- ・ 高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉 設置許可基準規則への適合性について（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止）（令和 5 年 4 月 2 5 日の面談資料を使用）
- ・ 高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉 設置許可基準規則への適合性について（原子炉冷却材圧力バウンダリ）（令和 5 年 4 月 2 5 日の面談資料を使用）
- ・ 高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉 設置許可基準規則への適合性について（放射性廃棄物の処理施設）（令和 5 年 4 月 2 5 日の面談資料を使用）
- ・ 高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉 設置許可基準規則への適合性について（放射性廃棄物の貯蔵施設）（令和 5 年 4 月 2 5 日の面談資料を使用）
- ・ 高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉 設置許可基準規則への適合性について（工場等周辺における直接線等からの防護）（令和 5 年 4 月 2 5 日の面談資料を使用）
- ・ 高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉 設置許可基準規則への適合性について（重大事故等の拡大の防止等）（令和 5 年 4 月 2 5 日の面談資料を使用）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから高浜発電所の設置変更許可申請、蒸気発生器の取りかえ等に係るもののヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:12	それでは関西電力の加瀬市長に基づいて説明をお願いします。
0:00:16	関西電力の大木です。江藤冒頭ちょっとスケジュール審査スケジュールのお話ということで弊社側からですね資料1枚、配りさせていただきますのでちょっとそれを元にちょっと、
0:00:29	調整をさせていただければなと思います。
0:00:32	ちょっとスケジュールについては弊社のワタナベの方からちょっとご説明をさせていただきます。
0:00:41	はい、関西電力の渡部でございますよろしくお願いします。
0:00:45	あと先ほどお配りしました資料右肩3で、表題高浜発電所から始めて、審査スケジュール案についてと、表題しているもので、スケジュールの説明をさせていただきます。
0:00:57	縦軸一番左にですね資料名と書いておりますが、ここに書いているのが、先日、申請書等ともに一緒に提出させていただいた、
0:01:08	審査資料これからご説明させていただく資料のイメージとなっております。
0:01:14	一番左資料番号を大きく1シリーズと2シリーズ、のような構成になっておりますが、1シリーズが主に今回の工事概要なりを説明するような構成になっておりまして、
0:01:26	2シリーズが、今回の申請書に関連する設置許可条文との関連性であったり、申請に伴って本文変更があるところの関係条文を細かく説明したり、
0:01:38	するような資料の構成となっております。
0:01:42	その中でも1-0の資料については、今後の審査会合をちょっと想定して、構成しておりまして、工事概要のほか、本部の変更箇所代表であったり、
0:01:53	関係条文を整理したものであったりというのをまとめたものになりました、この1-0を今日は中心にご説明させていただいた上で、1-1-21-3で、
0:02:05	先ほど棚橋から申しました通り、保管ごめんなさいSGの取りかえと保管庫の設置と、ちょっと別トラックで保修点検建屋を設置というものある

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	んですが、この三つの工事概要を細かく説明させていただくというふうに思っております。
0:02:20	で、資料名の右の方では、週間スケジュールのように書いてございますが、本日初回はということで、5月17日のところに、悲哀1として、三角印お達しをいただいておりますが、
0:02:33	先ほど申しました通り1-0を中心に進めさせていただいて、関係条文にも触れてきますので、2-0というのが網羅的に条文を確認した資料になりますがこの辺を使って説明させていただければなというふうに思っております。
0:02:48	で、初回の審査会合をですね6月のミドルぐらいと想定した場合ですね、5月の最後の方、最終週にちょっと2回目のヒアリングっていうのを設定させていただいて、
0:02:59	初回ヒアリング臨むかなというふうに考えたスケジュールになってございます。以降はですねこれまでに出了たコメントの回答であったり、追加でご説明する案件が発生しましたらそこでの、
0:03:11	ご説明なりというのを経まして、9月に第2回目の対応なんかを想定しているというふうにちょっとこちらで勝手にスケジュールを書かせていただいたという次第になります。
0:03:23	以降は審査状況に応じて、柔軟にちょっと対応させていただくのかなと思っております。そういうようなスケジュールで今後進めていきたいと思っておりますので、何卒ご協力をよろしくお願いいたします。
0:03:35	私からは以上です。
0:03:40	はい。衛藤規制庁西内です。
0:03:42	ちょっと最初にスケジュールの確認から多分今日の、今日何やるかも含めて多分そう理解をした共通に絞った方が多分進めやすいと思うので、先に審査スケジュールだけちょっと簡単に認識合わせができればいいのかなと思っておりますけど。
0:03:56	衛藤。
0:03:58	とりあえず、とにかくにもまず概要っていうところはまずそれは共通理解かなと思ってます。それがないと個別にも始まっていけないので、そういう意味ではですね、今日は、
0:04:10	資料1-0の説明が中心で、1-123は必要に応じてっていう形だと思っておりますけど、1-0の中で例えば後半の方に個別条文の適合性の説明もちょっと触れてるんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:24	最初からそこに入るよりかはどちらかというと申請内容をしっかり把握するっていうところを今日しっかり事実関係の確認っていうところのテーマにしたいなと思ってます。
0:04:35	どちらかというとその個別条文の適用性の話とかは申請概要をしっかりと把握してこないとついてこないの、ちょっと今日まず最初は、その部分、
0:04:45	絞って事実関係しっかり確認をさせていただきたいなと。
0:04:48	そういう意味ではですねまずそこをやって、
0:04:53	今日、
0:04:54	とあとは次回飛躍ぐらいでちょっとどちらかというと、個別の条文の適合性というよりかは、関係条文の範囲をある程度その共通理解をたいなと要は申請範囲的な意味合いで、
0:05:06	だから概要と、あとはその申請範囲どこまで適用性を確認しなきゃいけないのかっていうところの共通理解を
0:05:13	できれば最初の方がそこをしっかりと事実関係をお互い整理をしたいと思っています。
0:05:18	その上そのあとの進め方は特に今、
0:05:22	5月の5週のところに、人、
0:05:26	資料2シリーズを1回のヒアリングで一通りって話があるんですけど、なかなかちょっとボリュームも多いのと、
0:05:36	まず、
0:05:37	一応失政最終的な許可の希望時期一番多分
0:05:42	来年、今年度いっぱいなのかなと多分それぐらいのイメージなのかなと思いますけど、それを踏まえると、ある程度テーマごとに分けて進めていくブロック単位で進めていく方が効率的なのかなあと思うところがありまして、
0:05:56	例えば
0:05:58	SGR部分。
0:06:00	今回申請範囲と三つの申請内容三つありますけどSJ-RとSG保管庫と、あと保守点検建屋と。
0:06:07	例えばSGRのところでも、設備の設計が下端、
0:06:12	ある程度の基本方針が固まってないと、解析の話を確認してもしょうがないじゃないですか。ただその順番的なところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:20	ていうのも、ちょっと少しそこら辺も検討したいな、検討いただいて、効率的に進められるようなスケジュールっていうのをお互い考えていければいいのかなと思ってます。
0:06:31	ということでちょっと今後の進め方はもう正直ヒアリングとか審査会合の進み方次第にもよると思うんですけど、場合によっては場合によってはとか例えば設備からやってそのあと事故解析の方に入るとか、
0:06:44	あとは
0:06:46	SGR、保修点検建屋とかすべての申請内容を同時に進めるのではなくて、まずSGR部分からやるとか、
0:06:52	あとはサトウ保管庫と建屋保守点検だけをまとめてやるとか、そういうちよっとテーマごとについていうところは少しちよっとお互い、
0:07:01	検討していけばいいのかなと。そういう意味ではちょっと今日のヒアリングの内容とか次回の内容踏まえてちょっと今後の進め方というところは関西電力の方でもまずは、もう少しちよっと具体化していただきたいなと思ってます。
0:07:13	というところでよければ次のヒアリングのタイミングで結構ですので、ちよっと
0:07:19	先ほどおっしゃった6月みどりのその会合①って置いている部分以降に、どういうふうな流れで進めようと思っているのか、もう全部まとめていこうと思ってるのかブロック単位でやろうと思ってるのかっていう話を、
0:07:30	少し具体化したものをちよっと次回のヒアリングでまたご提示いただきたいんですけども。
0:07:34	お願いしてもよろしいですか。
0:07:37	はい。関西電力の沖です。進め方の具体化につきましては了解いたしました。
0:07:43	本日でですね先ほど申しあげましたように工事の概要をご説明させていただくので、その中でSGR等保管庫、それと保守点検建屋、
0:07:53	この中身についてはちよっと一通りご説明をさせていただいて、
0:07:57	ちよっと言い方が変なんですけれども、やっぱりFBRが一番重たい案件なのかなと思いますので、今のところはそれをバラバラにと言うつもりはあまりないんですけども、それはちよっと
0:08:12	実際にご説明をさせていただいた上でやっぱり分けたほうがいいのかということであればそのようにさせていただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:18	それからですね条文の適合性のところはですね今日時間があればちょっとそこまで組み込み見込みたいなと考えていたんですけれどもそれをちょっと進捗に応じてということで、
0:08:30	説明をさせていただきたいと思います。
0:08:34	はい。承知しました。
0:08:36	早速、一応スケジュール感はそういう意味ではまず次回のタイミングでもう少し具体化したものをお互い共通認識を取ればいいのかと思いますけども、現時点で規制庁側から何かスケジュール関係追加でありますか。
0:08:49	現時点ではよろしいですか。はい。
0:08:51	方で緑化もよろしいですかね。はい。
0:08:54	では早速ですけど資料 1-0 ですかね。衛藤先ほど言ったようにまずは概要っていうところに注釈をしたいので後半の方の個別条文は一旦そこまでの説明を 1 回止めていただいて、
0:09:08	最後時間があれば続けてまた改めてやるという形にしたいなと思います。よろしくをお願いします。
0:09:14	そうでは資料 1-0 に従った弊社の野辺新居谷井の方からのご説明をさせていただきます。
0:09:23	関西電力野辺三谷です。よろしくお願いいたします。
0:09:26	そうしましたら安全審査資料 1-0 に沿ってですね、ご説明の方、進めさせていただきます。
0:09:33	申請理由としましては先ほどからの話にあります通り、蒸気発生器の取替えと蒸気発生器の取替に伴うSG保管庫、蒸気発生器保管庫の設置、
0:09:42	大型機器等の点検エリアを確保するための保修点検建屋の設置、この三つになっておりまして、今回これを一つの申請書で提出させていただいたもの。
0:09:50	なっており、
0:09:52	それでは右肩 1 ページの目次のほうをご確認ください。
0:09:56	衛藤先ほどのご提案にもありました通りですね、本日の説明としましては工事概要と、
0:10:02	あと、申請の概要を、申請書の概要になっておりますのでここまですをちょっと説明させていただきまして、必要に応じてそのあと詳細の説明資料として、1-1 から 1-3、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:13	この辺を使って説明させていただければと、いうふうに思いますのでよろしく願いいたします
0:10:20	そうしましたら右肩 2 ページ目の方、よろしく願いいたします。
0:10:26	まずですね 3 号炉及び 4 号炉の蒸気発生器取りかえ、こちらの工事概要について説明させていただきます。
0:10:33	蒸気発生器SGについてはですね、継続的に発生しております伝熱管の応力腐食割れや、外面減肉、こちらを踏まえまして将来にわたる
0:10:44	プラントの信頼性を確保する観点から、取りかえの方を行わせていただきます。
0:10:49	SGの型式としましては左下へと図示させていただいておりますが、現行の 51F型から 54S2 型に変更するものでありまして、
0:11:00	主な改良点として四つ挙げさせていただいております。
0:11:04	一つ目がですね、伝熱管の応力腐食割れ対策として、伝熱管の材質を変更することになっております。
0:11:11	現状の伝熱管材料としましては、インコネル 600、TT600 合金と呼ばれるものを使用しているのですが、より耐食性のにすぐれた
0:11:21	TT690 合金、こちらを採用することといたします。
0:11:25	この機器 690 合金なんですけど、塩化物イオン、アルカリさん、純水いずれの環境下でもすぐれた耐食性を有しているものでございまして、大飯 3 号炉及び 4 号炉以降の、
0:11:36	建設プラントや取りかえをSGに採用されておりました、現行のSGの主流になっているものでございます。
0:11:44	これらのプラントでの近年の良好な運転実績等からですね、伝熱管への暴力職場で対策として妥当なものと考えて採用することといたしました。
0:11:54	二つ目としましては、伝熱管のブレードめ金具の改良になっております。
0:11:59	振れ止め金具の組数を、現状 2 本組なんですけど、こちらを 353 本組とすることで、伝熱管の支持点をふやしまして、体流動振動性の向上を図るものでございます。
0:12:11	三つ目としましては、給水内管のスプレイチューブの採用でございます。
0:12:17	左の図のですね 30-1 にありますのが、この青色のリングと紫色のリングに当たるんですけども、こちらが主給水をSG器内送り込む。
0:12:29	主給水ない間になっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:32	現状ですね、給水内管には、Jチューブと呼ばれる、ベント管のような配管を接続しております、そこからですね、SG器内へ給水しているのですが、
0:12:44	今回ですねスプレイチューブと呼ばれる、多孔質のストレーナのようなノズルから給水することですね、
0:12:51	SG器内への異物持ち込みの低減を図るものでございます。
0:12:55	四つ目としましては、小型高性能気水分離器と改良型、湿水分離器の採用でございます。
0:13:04	現状は大型の気水分離器を三つ配置しまして、2段型の湿水分離器を配置しているのですが、これまでの国内外での実績等からですね、
0:13:16	気水分離器を小型化して、17基配置すること。
0:13:20	1点、湿水分離器としましては、一段方の改良湿水分離器を配置する設計とすることで、
0:13:25	湿分除去性能を高めまして、主蒸気管やタービンでの信頼性向上を図るものでございます。
0:13:33	SGRSG取替に関する概要は以上でございます。
0:13:37	続きまして、右肩3ページ目をご覧ください。
0:13:42	こちらがですねSG保管庫の設置の概要になります。
0:13:47	新設するSG保管庫につきましては、約1600平米の1階建て鉄筋コンクリートと、
0:13:55	鉄筋コンクリート造としまして、
0:13:57	既設のS字保管庫付近に設置することで計画しております。
0:14:02	3号炉及び4号炉の旧SGですとか、SG取りかえに伴い発生する支持構造物等の工事廃材を保管することから、3号炉及び4号炉の共用設備等へとさせていただく予定です。
0:14:17	保管対象物としましては、SG取替工事で発生する放射性固体廃棄物のみ。
0:14:23	で計画しております、右の図面はですね、S字保管庫内への配置案になっております。
0:14:30	保管する際には、汚染拡大防止措置を施すこととしておりまして、例えばSGでございますと、切断によって発生した開口部に、シールプレート等を溶接することで、
0:14:41	溶接することとしておりまして、支持構造物等の工事廃材につきましては、容器等に封入して保管することで計画しております。
0:14:51	保管対象物の物量としましては、取り外した旧SGの6基。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:56	それと、工事用廃材として約 1300 立米ぐらいを推定しております、
0:15:02	保管庫には、これに対して十分なスペースを確保する設計としております。
0:15:08	なおですね、※書きで書かせていただいておりますが、SG取りかえ工事におきましては工事の干渉物となる一部の支持構造物について、1 回前の
0:15:19	定検工事にて先行して撤去することを計画しております。
0:15:23	これにつきましては、別に設置されております外部遮へい保管庫こちらに一時仮置きをさせていただき、S字保管庫が完成次第、移動させて保管する計画さをさせていただいております。
0:15:36	推本観光に関する概要は以上でございます。
0:15:39	続きまして右肩 4 ページ目をよろしく願いいたします。
0:15:44	こちらがですね、保修点検建屋の工事概要になっております。
0:15:49	設置目的としましては、新規制基準対応にて、燃料取扱建屋に新たに設置した設備によって、一次系大型機器等の点検エリアが狭くなった。
0:16:01	ことからですね、今後の設備保全等、作業安全に万全を期すために、10 日間、大型機器等の点検専用エリアの確保が必要と判断しまして、保修点検建屋を設置することいたしました。
0:16:14	保修点検建屋はですね、縦約 22 メートル、横約 75 メートル、高さ約 20 メートルの地上 2 階、地下 1 階建ての鉄骨造で計画しております、
0:16:26	設置場所につきましては、図面上のですね、既設、D廃棄物高の右側に設置する予定です。
0:16:35	建屋内には、大型機器の点検作業等ができるように、作業エリアを設けているほか、
0:16:41	一部スペースを、資機材置き場として、
0:16:44	活用する予定です。
0:16:45	また、保守点検建屋にて発生した排水につきましては、既設の三、四号炉、34 号機、
0:16:52	補助建屋サンプタンクに運搬して処理することとしております。
0:16:58	ここまでの保修点検建屋の工事概要。
0:17:04	引き続きですね、この工事概要、工事今回工事を実施することに伴いまして、設置許可申請書にどのように反映されるのかといったところで、5 ページ目から、
0:17:15	ご説明を続けさせていただこうかと思っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:18	今回の工事に伴いまして、変更する設置許可の記載事項としましては、本文 5 号、9 号、15 になっております。
0:17:28	変更内容といたしましてはこれまで説明しております内容と重複するんですが、SGの設備仕様の変更、SG保管庫及び保修点検建屋の追加、
0:17:39	これらの設備変更追加に伴う一部評価の見直しとなっております。
0:17:43	次ページ以降にですね、変更箇所の抜粋を添付させていただいておりますのでご説明させていただきます。
0:17:50	右肩 6 ページ、よろしくお願いいたします。
0:17:53	こちらがですね本文 5 の主な変更点となっております。
0:17:58	老骨の発電用原子炉施設の一般構造ではですね、SG保管庫等、保修点検建屋、こちらをですね、防火体の外側に新設することからですね、
0:18:09	防火エリアを設ける設計とするエリアにツジ保管庫と保修点検建屋、こちらを追加しております。
0:18:16	続きましてポツですけれども、
0:18:19	SG取りかえに伴いまして、設備仕様、寸法、本体材料、こちらの記載を変更しております。
0:18:29	続きまして右肩 7 ページをご確認をお願いいたします。
0:18:33	引き続き本文 5 号の変更内容になっております。
0:18:38	ポツ、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備なんですが、こちらではですね、固体廃棄物の廃棄設備としまして、新設するツジ保管庫、
0:18:49	こちらを追加していることと、処理能力の項目にですね、本工事で取り外すSG6 機、こちらを合わせた数字への変更を行っております。
0:18:59	続きまして 2 ポツ、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備ですが、こちらにはですね、その他主要な事項の項目の方に、保修点検建屋の仕様等、こちらを追加させていただいており、
0:19:15	それでは右肩 8 ページの方をお願いいたします。
0:19:19	本文 9 号の主な変更点になっております。
0:19:23	ポツの核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による、放射性被ばくの管理の方法、こちらの方にはですね、管理区域に新たに設置する
0:19:36	管理区域として新たに設置する保修点検建屋、こちらを追記しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:41	なおですねSG保管庫につきましては、こちらでも許可時点からですね記載があることから、新しくSG保管庫を追記していることは、実施しておりませんが、管理区域自体としましては、
0:19:53	新しい下水道管こちらが追加するなり、追加になることとなります。
0:19:58	続きましてポツ、あせんろうポツですけれども、放射性廃棄物の廃棄に関する事項。
0:20:05	こちらではですね、補修点検建屋、こちらの新設に伴う液体廃棄物の発生元の追加、
0:20:12	あと、34号炉の旧SGを新設する。
0:20:15	SG保管庫に貯蔵保管すること。
0:20:18	こちらを追加しております。
0:20:21	続きましてポツですけれども周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果、
0:20:28	こちらの方にはですね、線量評価条件のうち、気象条件につきまして、代表気象年こちらを変更しております。またですね線量の評価結果、
0:20:39	つきましては、SG取替え補修点検建屋の設置、気象データ変更。
0:20:45	これらの条件を変更した線量評価値、こちらの方を変更しております。
0:20:52	続きまして、
0:20:54	右肩9ページの方をお願いいたします。
0:20:57	こちらがですね、本文15の主な変更点になっております。
0:21:02	SG取りかえることによりまして、一次系保有水量が増加いたします。それらのですね影響を受けまして、安全評価、
0:21:13	かかる結果を一部見直しているものになってございます。
0:21:18	すいません、簡単ですが、ご説明以上になります。
0:21:24	はい。規制庁西内です。
0:21:27	そうですね一度ここで、
0:21:29	切って、概要部分にしましょうか。はい。誰と規制庁側から、事実確認事項あればお願いします。
0:21:41	はい、原子力規制庁の仲野です。
0:21:44	私の方から今回の工事の内容のSGR、あとは保管庫の設置、補修点検建屋の設置のそれぞれについて、申請の概要について確認をさせていただきたいと思っております。
0:21:57	まずはSGの取りかえのところなんですけれども、今回の申請の概要のところでお話ありましたけれども、今回のSGを取りかえるにあたって改良点が何点かあるということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:09	お話しいただきました。で、この改良点のところをちょっと例示であげる んですけれども、今回の申請の中です、取りかえ補の設備につ いて
0:22:20	改良点とか、等の
0:22:23	ポイントで、その実績の有無とかをちょっと明確にさせていただきたいなと まずは思っています。
0:22:30	全体的には
0:22:33	S字Rの
0:22:35	改良点に限らないんですけれども、設計とか、解析とかも二つの観点で 前例がないものであったりとかその前例が、
0:22:43	あるものというものがどういった観点であるのかわからないのかっていうのが わかるように比較書の形式で、資料、出していただきたいというふう にまず思っています。
0:22:53	例えばなんですけれども、
0:22:57	設備に関してなんです、今回のSGの取りかえに関しては、会資料 の、
0:23:07	概要資料の右肩 2 ページのところ①から④まで、改良点出していた だいておりますけれども、
0:23:13	①の材料だったり、
0:23:17	振れ止め金具、あとは気水分離器とか、湿水分離器へ給水なんかを入 れ改良するっていうふうにありますけれども、
0:23:27	あと先ほどご説明の中で、資料の①の材料の変更については前例があ る材料を使用しているというふうにご説明もありましたけれども、
0:23:39	こちらについてどの間、変更点が、前例があって、どのかそう。
0:23:47	改良点がないのかっていうところを、まずは示していただきたい というふうに思っています。
0:23:55	ちょっと資料変わるんですけれども、
0:23:59	資料の 1-1 のところですね。
0:24:04	フェーズの、
0:24:06	2-1 ページ。
0:24:26	この部分でも当然、
0:24:29	それぞれの設計について、改良点の説明をしていただいておりますけ れども、
0:24:40	例えば、
0:24:58	例えばなんですけれども、ごめんなさい、資料の 3-1 ページでした。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:07	構造の概要のところそれぞれの
0:25:12	実績等について説明もいただいているんですけども、こちらの中で、
0:25:19	改良後の時成分力であたり寸分力については、富山の1号の取りかえをSGに採用されているっていうふうにご説明がされておりますけれども、まず、こちらの実績っていうのは今回の使用する機器の同一の
0:25:35	機器の実績っていうふうに理解してよろしいのかっていうのを確認させていただいてよろしいでしょうか。
0:25:40	はい。関西電力の大城です。ちょっと今お話のありました改良点4点、パワーポイントの2ページで示しているものですけども、
0:25:51	前月間の材料の変更、69059につきましては、弊社のプラント、廃炉になったものも含めまして11基すべてで、高浜34号機以外はすべて6905基を採用していると。
0:26:06	いう状況にあります。これまた比較表の形でですね後日またお示しをさせていただきたいと思っておりますけれども、
0:26:15	それからですね2点目の振れ止め金具の改良につきましても、これにつきましても弊社のプラントでは、7機運転ということに
0:26:26	なってますけれども廃炉以外で7基ですけども、高浜34号機以外はすべて三本五味になっているという状況です。
0:26:33	それから、3番の給水内科へのスプレイチューブの採用につきましては、先ほどご指摘いただいたようにミヤマの1号機、弊社でいきますとミヤマの1号機の取替SGで採用実績があるんですけども、
0:26:48	全く同一かと言われると若干違いはありますので、そこについてはまたわかるようにご説明をさせていただきたいと思っております。同様にですね④番の、
0:26:58	小型の薬分離器及び改良型の質問分離器、これにつきましても、美浜1号機の取りかえをSGで採用実績があるんですけども、
0:27:08	コンセプトは同じなんですけれども、詳細については若干設計が異なるということになりますので、それについてまた後日ですねご説明をさせていただきたいと思っております。以上です。
0:27:22	原子力規制庁の中です。承知いたしました。そうしましたら今ご説明いただいた通りですけども、変更点についてどういった前例があるのかとか、例えば先ほども、
0:27:33	ご説明あった、美浜の普通分離器だったりとかはコンセプトは同じですけども設備の仕様が一部違ったりだとかそういったところをわかるように比較表の形にさせていただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:48	はい。関西電力の沖です。承知いたしました。
0:27:55	はい、衛藤原子力規制庁の仲野です。私の方から続けてなんですけれども、今回の申請の
0:28:04	取りかえの反映数字の取りかえの範囲についてちょっと確認させていただければと思います。
0:28:11	資料の1-1。
0:28:14	なんですけれども、
0:28:15	こちらの、
0:28:17	5-3 ページをお願いします。
0:28:35	後の3ページの中でそれぞれの工事の工程について説明をいただいておりますけれども、2ポツの図の中で配管の切断だったりとか支持構造物の撤去っていうところの図が一番わかりやすいのかなと思っております。
0:28:49	今回の工事の中で、そのSG及びその接続部分の、どこまでを
0:28:56	取りかえて、どこまでを取りかえないというようなものが明示的にわかるようなものを示していただきたいなと思っているんですけれども、今時点で説明資料の中でどこまでが取りかえますとかどこから、
0:29:10	取りかえないですみたいなことがわかる資料って今のところありません。
0:29:25	関西電力の渡部でございます。
0:29:28	先日お渡ししている資料の中では具体的に、この部位等を例えば支持構造物であればこれが取りかえるとちょっと具体的にイメージしたものはつけてございませんが、それらをまとめることは可能ですので、
0:29:40	先ほどの比較表等合わせて、取りかえ範囲を明確に示さしていただきたいと思っております。基本的にはSGは、一次側二次側も配管の管台から切り落とし、一番近いところから企業としまして、
0:29:53	支持構造、支持構造物も上部、下部、
0:29:57	中間胴とあるんですけれども、これらもすべて新しいSGSGの形が少し変わりますので、それに合わせて支持構造C構造物もすべて取りかえると。
0:30:07	いうふうなイメージで考えといていただければ結構かと思いますが、図面でまたお示しいたします。
0:30:13	以上です。
0:30:15	はい。原子力規制庁の仲野です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:18	そうですねSGの変更後、変更前後の形式、形状だったりとかあとはその支持構造物みたいなものの形状だったりとかは、資料の中にお出しただいてると思いますけれども、
0:30:31	具体的にどこが変わるのかっていうところが明確になるように、説明いただければと思っております。
0:30:52	規制庁西内ですけど。
0:30:55	江藤SJ-Rの部分でいう等最初に冒頭中野から実績の事実関係を整理して話をさせていただきましたけど、うん。
0:31:08	設置許可本文レベルでは、特に、
0:31:12	変更はない、要は地方他プラントと同一だって思っていたんですけどあの仕様の部分ですねまず設計の部分。
0:31:27	関西電力の江田です。ですね設置本文ですねまずSGRにつきましては、SGもそのものの仕様の部分ですね、ここがまず変わります。
0:31:40	それ、
0:31:43	まず、それを受けまして評価である本文9号とかですね。
0:31:49	50は先ほどちょっとチューブがなくなることで、
0:31:53	形の水の量が増えるということでちょっとどっかであるとかですね。
0:31:59	ちょっと若干影響があります。
0:32:02	そこは評価した上で、反映しているというのが、ざっくりした
0:32:11	規制庁西内ですアノサトウなので、
0:32:14	いわゆる本文の仕様として書いてる部分あるじゃないですか。
0:32:20	寸法とか犯罪量とか、そこら辺は基本的にはもうプラントで実績の本文レベルの設計として実績があるものであって、そこに出てこない詳細な仕様部分を、
0:32:31	事故解析の方の条件に反映をされていて、結果はそのスズキプラントユニークなので、結果はもちろん違うんですけど、一部その中に、今回のSGとして新しい話はちょっと一部入っている。ただ条件設定としては一応入ってくるとそういうことですかね。
0:32:47	本文レベルの条件では特に入っていないっちなことですか。そうですね。
0:32:52	過去のもですね、SGR、
0:32:55	による本文、
0:32:57	9号であるとか15である。
0:33:01	あいつ勉強。
0:33:02	これはですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:05	ほぼ同じ。
0:33:08	結局、カッコいいPRやってきましたけど、評価側への影響というのは、やはり
0:33:18	十分、
0:33:27	今、
0:33:31	同じ。
0:33:35	でないと、
0:33:39	東亜規制庁ニシウチですちょっと自分の聞き方が悪いのかもしれないですけど衛藤。
0:33:44	あれですねスプレーチューブのちょっと長くなる、要は一次系の保有水量が大きくなるっていうのはここ今回ユニークなOKでいいですねその理解がまずあってます。すみません。ですねその部分ですねスプレーチューブ、
0:34:00	ところでもってですね具体的に言いますと主給水流量喪失、この事象の方にちょっと若干影響がございます。
0:34:09	わかりました。だからアノただ、その結果がどれぐらい効かかっていうと、そこまでなんていうか有意な差がどれぐらいあるかっていうところはそこまで大きい差ではないんだけど、
0:34:19	ただその入力インプット条件としてそういうところにちょっとユニークな部分は今回あってということですよ。
0:34:24	わかりました。
0:34:26	さっき中野からお話したときに、設計いわゆる
0:34:31	仕様とかと、あとはその解析。
0:34:34	ていう大きく二つに分けてその主要なあの違いっていうところを説明をまとめて欲しいというような話、お話をさせていただきましたけど、
0:34:43	またご理解いただいていると思いますけど評価解析の方は、何を入力しているのか、入力条件として何か違ってくるのかどうかとか、あとは結果として最後どうなっていくのかどうかとかそこら辺をちょっと
0:34:53	あれは、割と細分化してちょっとわかるように説明をいただければと思います。
0:35:00	関西電力の相田です承知しました。ですね、現行のですね、ちょっと日本の
0:35:08	資料なんですけど、
0:35:11	の方はですね、ちょっと中身は、今日後、詳細にはご説明しませんけどフジイ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:19	どうしても設計変更点でそれがですねこれ添 10 の安全解析の話なんですけど、安全解析の方にどう影響するか。
0:35:29	いう、
0:35:31	前回それから
0:35:33	復活していくと。
0:35:35	以降、
0:35:37	分をですね。
0:35:39	表とですね展開表でちょっとまとめておりますので、こちらはまた後日詳細にご説明、
0:35:47	そうですねでまず詳細にいただく前に、申請全体像を把握したいのでそういう意味ではその主要なところとしてヘンコウサイがあるかどうかを、まずはしっかり
0:35:57	スタートと製販の把握をしたいという趣旨です。今の先ほどお願いした比較表のところでもわかりやすくまずはまとめてもらえればいいのかなどは思います。
0:36:10	関西電力の偉い通過しました先ほどの比較表というの中にですね評価も含めて、
0:36:17	という整理でございます。
0:36:19	了解。
0:36:21	江藤規制庁ニシウチですでももう少しちょっとお願いしたいことを明確にしておくと、評価っていても、今主に話をしている事故解析アノカトウ事故解析の話もありますし、
0:36:35	何らかの耐震とか、
0:36:36	それこそ線量評価とかいろんな、いろんな評価多分あると思うんですね。
0:36:40	その中でもまずSJ-Rに関してやっぱりカトウ事故解析ってのは必要だと思っておりますので、まずはその解析の
0:36:48	今までとのヘンコウサイの新しい話があるかどうか。
0:36:52	という観点を明確にしていきたい。その他評価部分、これはこの後に確認するSG保管庫とかも一緒かもしれないですけど、その他の評価。
0:37:02	で、新しい話があるのであれば、それはそれとしてちょっと特記事項というか備考とかで、何かわかるように書いて欲しいな項目として設計と、時価と事故解析。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:12	新しい話があるかないかをまず示していただきたいんですけどその他でも何か新しい話があるんだったらそれを明確に最初からしておいて欲しい。
0:37:19	というオーダーとっていただければと思います。
0:37:24	そうですね。
0:37:37	了解。
0:37:38	体制はあくまで具体的な話は工認におりていくと思いますけど許可レベルで新しい話があれば、そういう話ですね。
0:37:47	あとは
0:37:49	そう意味でいうとちょっと踏み込んでいましたけど手法っていう観点でもう新しい手法なんか解析コードとかも含めて、基本、申請書を見る限りないのかなとは思ってますけど、あるかないかっていうのを明確にしておいていただきたい。
0:38:01	だから評価の方に関しては入力条件だとか、
0:38:05	あとは主アノ評価手法解析コードとかも含めてっていうその主要な部分ですよ。新しい話があるかどうかをまずしっかり把握をして共通認識を取りたいというものです。逆に、
0:38:15	新しい話があるんであれば自然とそこにヒアリングでの事実確認を集中していくと思いますし、
0:38:20	そういうところを最初に特定をしたいという趣旨で事実関係を共通理解を取りたいというところです。
0:38:26	よろしいでしょうか。はい。関西電力の江田です。ご趣旨理解いたしますので、
0:38:30	了解です。郷さん。
0:38:33	はい。よろしく申し上げます。そういう意味で言うと、
0:38:38	ちょっとすいません確認の中でちょっといっちゃいましたけど、手法は基本同じとっていいんですけど、
0:38:45	解析手法。
0:38:46	コードも含めて、何か変えてるところあるんでしょうか。
0:38:50	そうですねまず展示の方ですね、解析手法ですね新しいものはございません。一部、コードを変えてるところがあるんですけど、かなり古いコードから従来使ってるコードに変えていると。
0:39:02	そういうものが、
0:39:04	耐震とか、
0:39:07	交換とかは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:08	何か新しいもありますかね。
0:39:12	久世瑠久西浦です。点協議会を知ってあとガンマ線評価に対しても、従来、
0:39:21	関西電力の沼田です対象に関しても、従来の禁忌認可の手法を使っております。
0:39:28	はい。規制庁西内です。わかりました。そういう意味でいうと評価手法コードも含めてっていうところは、基本新しい話ではなくて、アノコードの年次更新というバージョンの更新というところありますけどそれは改めてしっかり妥当性確認をしているかの確認っていうそういうことですね。
0:39:44	わかりますと、だから
0:39:46	おそらく今聞いている限りだと、基本的にはその設計が変わる、その設計が変わることによって解析とかに関してもインプットする条件が変わっていく。
0:39:57	基本はそこが新しい話だっていう理解ですかね。
0:40:01	関西電力の江良です。そのご理解の通りでございます。
0:40:05	規制庁西内です。わかりました。であればやっぱりその設計部分で、何が新しい話なんだっていうところの明確にさせていただき特定させていただくということが多分いろいろ後にも響いていくと思うのでしっかりそこをまず整理させていただくっていうことをまずお願いできればと思います。
0:40:23	関西での話です。ちょっと今日来てないメンバーもおりますので、その辺も含めて確認して、次回以降示したいと思います。
0:40:32	はい規制庁西内ですわかりました。ありがとうございます。
0:40:36	ちょっとFGRは現時点で私聞いておきたいのは以上ですけど、他にありますか。
0:40:44	規制庁仲です。今回メインの蒸気発生器取りかえということで、
0:40:51	これ自体、別に今に始まったことではなくて済む性に、
0:40:55	かなり昔から実績があるものと思ってます。
0:41:00	そういう意味で今回概要パワポの方で言うと、2 ページ目に
0:41:08	現行が 51F型ということで、今回 54 の F2 型ということになるんですけど、
0:41:19	こここれ主体が実績があるかどうかっていう話と多分
0:41:24	プラントによっていろいろ、
0:41:25	ここに書いてある①④以外のですね、例えば、
0:41:30	各館の仕方とか微妙にこういろいろ変わってきた変遷があるかと思っていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:36	SGRそのものがですね今までどういうその変遷でどういう型式、
0:41:41	があつてですね
0:41:43	今回のその 54F II 型で言えば、その同じような採用プラントとしてどうい うものがあつたかというところの、
0:41:52	整理を、
0:41:54	事実関係としてですね、まとめていただくと。
0:41:58	ある程度、再々なりそういう比較という観点でもですね、大枠としての理 解がするというふうに思つてんですが、
0:42:07	そこは、
0:42:08	いかがでしょう。
0:42:10	関西の棚橋です。
0:42:13	蒸気発生器の変遷についてはちょっと主なスペックみたいな、先ほどお っしゃった各課の方法とかですね、そういうのはまとめたものがございま すので、それは次回お示したいと思つています。
0:42:24	ちなみにちょっと言つておきますと、
0:42:26	この 51 とか 54 っていうのはですね、これで伝熱面積を表してるんです ね。
0:42:32	で、
0:42:33	51、5 万 1000 円ですねこれ 5 万 1000 スケアフィート。
0:42:39	のこれ略なんですね。で、54 です。5 万 4000 スクラビングですね。
0:42:44	F型ってのはこれ、ウシャのF型っていうこういう縦型のSGの型式を表し てまして、
0:42:52	D、方ループですとそのあとにFAとかつくんですね。で、
0:42:57	54FAなんていうのは、取り返すGで、実績がございまして、数つての はちょっとマイナーチェンジしているということで、今回の小型気水分離 器とかですね、
0:43:08	一段方の質問力というのを採用しているということで、三菱さんがつけら れている名前がございまして。
0:43:15	ちょっと次回、その辺の
0:43:18	何ていうんすかね編成も踏まえて、
0:43:21	こういうふうにつけてきたっていうのがございまして、それを示したい と思つています。
0:43:27	規制庁仲です。わかりました。これ、既存何回か多分SDRごとにそうい うような、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:33	説明を聞いてきたかと思うんですけど、ちょっと今回改めてですね、今回の案件として現状としての
0:43:40	これまでの変遷及び、同じ型式としてのどのようなものがあるかということで、
0:43:47	ちょっと示していただければ理解が深まるかと思えますよろしくお願ひします。
0:43:52	それから後はですね、
0:43:56	資料、
0:43:58	1-1の概要の方なんですけれど、
0:44:04	ちょっとですね説明は省かれたかと思うんですが、具体的な今回の
0:44:13	取りかえの候補の概要ということで、5-1から5-
0:44:20	4ページまで、
0:44:22	これつけてるかと思うんですけど、
0:44:26	先ほど少し、どの範囲まで
0:44:33	取りかえるのかとかそういう範囲の話もあったかと思っていて、
0:44:39	それはこの中で言えば
0:44:43	一部
0:44:46	配管の切断とかですね支持構造物の撤去とかそういう項目も、
0:44:52	この3ページとかあってですね。
0:44:54	で、
0:44:56	この工法自体もですね、
0:45:01	いろいろ実績はあるかと思うんですけど、
0:45:05	ただこういった大型機器自体の取りかえということかなり結構関心も高いのかなと思っていてですね、直接の設計とかそういう評価とかそういうものではないのかもしれませんが、
0:45:18	今回の
0:45:21	と取りかえにあたってですね先ほどの範囲も含めて、あとは
0:45:28	どのような既存の設備に対してどのような何か加工というかですね、何かコンクリートP出しとかそういうのあるのかどうかとか、
0:45:39	あとこれちょっと立面図なんですけれど、平面図としてですね、どのようなルートでこの取り出しを行っていくのかそれが、
0:45:49	可能なのかどうか。
0:45:51	そこをですねもう少しこう、
0:45:54	示していただいた方が、
0:45:57	そういうところが深まるかと思っていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:01	一応そこら辺の概要がですね5-1ページの概要として書かれているとは思うんですけど。
0:46:10	文字の中で出てくる例えばその、
0:46:15	モーター点検室仮開口とかですね、そそういうところがあると、粗度どこら辺にあって、どういうふうに
0:46:23	持ってくるのかとか、
0:46:25	切断であればですねその切断でどうという部分の、
0:46:30	切り出しというかですね、ってその場合の
0:46:35	あとは接続であればどういう節でこうやるかとか、
0:46:39	さらに言えばその除染をするというところで除染ということでどういう範囲をですねどうするのかとか、
0:46:47	そこら辺がですね少し
0:46:50	概要に加えてですね、
0:46:54	少しわかるようにですね、
0:46:57	お示ししていただければと思いますがいかがですか。
0:47:00	はい監査委員。
0:47:02	関西電力北出です。承知しました大きなポイントとしては三つあると思ってまして、今のその運搬ルートの中で、RCP保管庫の壁をくり抜いて排水ルートを構築するっていうのが一つと、
0:47:15	あと、今回このSJ-Rで少し若干背が高くなるんですね、それに伴って主給水管の貫通部の位置が変わるんで、壁のこの穴をあける位置がちょっと変わってくる、そのようなところ。
0:47:25	あと、これレストレイントを一部エヌマイナスして形で、先行でこう切り出してというようなところもありますんで、そのあたりもう少しこれ資料に充実してですね、次回でもヒアリングで説明してもらいたいと思い
0:47:38	はい。規制庁中です。よろしくお願いします。
0:47:43	あとはそれぞれの評価項目なりその条文適合の詳細というのはまた、
0:47:51	ヒアリング等で事実確認を進めていくということにはなると思うんですけど、
0:47:56	冒頭の
0:47:58	スケジュールの中でですね、最初の会合の中で、概要説明とそれから論点整理というところで、
0:48:09	結局論点整理の論点って何なのかっていうところと言うとですね、これ自体が別に目新しいものではなくって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:19	そうした場合にこれまでの、先ほど少し話ありましたまず評価、設計含めてですね、
0:48:26	実績のあるものから、多分差異があるものを新しく導入するような評価があるかどうか。
0:48:34	そういったところがですね、自然とそういう、
0:48:37	論点になり得るところであって、
0:48:40	それについて、そこを重点にですね、多分今後テーマごとのですね、審査等を行っていくのかなと。
0:48:50	思ってます。
0:48:52	また、会合で、最初の会合ですねどこまでご説明いただくかというところは、
0:48:59	ハマダ次回のヒアリングで少し確認をしていくことになると思うんですけど、
0:49:04	御社としてそこら辺はですねイメージとして最初の会合で、そういうサインなり、そういうところを、
0:49:11	みずから何か提示していただくというようなそんなイメージでよろしいんでしょうかね。
0:49:18	はい。関西電力の北浦でございます。ちょっと我々ね審査会合ではこの11-0ですか、のパワポで説明を考えてるんですけども、今言われたのがねえっと、
0:49:29	22ページちょっと見ていただきたいんですけども。
0:49:32	資料の1-0ですね、その右肩22ページ
0:49:37	これ22ページ23ページ24ページでSGRあと保管庫ホタテ保守電源建屋ということで、これ何がどう変わりましたかというのを、左側にエッセンスとして書いてます。
0:49:48	それが安全審査なり被ばく評価なり事故時解析なりにどう影響したかというので、ちょっとわかりやすく、ある程度こう簡便簡潔に書いたつもりでして、この辺りは第1回の審査会合で説明させていただきたい。
0:50:01	ちょっと先ほど江田が言いました通り後段側高評価で使ってるコードが何か新しいものをやってるかとかいうところは、口頭で説明させていただいて、論点を
0:50:13	出していきみたいな感じは1回目でやらしていただきたいなと思ってます。
0:50:17	ただし、ちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:23	LSAとアノ。はい。この、ちょっとこれですねちょっと条文整理の目線でやってまして、入口のところ設計がどう変わるかと。
0:50:35	いうところは変わらないんですけど、
0:50:40	実際です。
0:50:41	変わるところでそれがあと、
0:50:45	それを受けて、評価、
0:50:49	する必要がある、或いは評価が変わることに対してはどう。
0:50:57	ところも
0:51:01	頭を示すような形を、
0:51:07	監査委員の話です。ちょっと先ほどおっしゃったお話に沿いますと、
0:51:13	我々としてはですねこういうふうに書いアノ変わるところありますけども、大きく今までと、
0:51:21	変更のあるところはないと、いうことを主張していくのかなというふうに考えております。
0:51:29	はい。規制庁那須です。そういう意味ではだから実績、すでに実績があるものと変わらないところと、
0:51:35	そうでないところというところの多分どっちかになると思うんですけど。
0:51:40	そういうところを
0:51:42	しっかり説明していただくところで多分何が論点になるかというところが会合で明らかなのかなと思っていてそういうところのですね、少し、
0:51:52	明確になるような感じでですね、整理していただく。
0:51:58	いうふうに思う。
0:52:01	監査委員の棚橋です。
0:52:03	おっしゃってる意味はわかりましたので、次回そういう視点でちょっと整理しまして、お示した上で、介護臨みたいと。介護では、
0:52:13	我々、先ほど申したように、大きく変わるところはないというふうに思ってるんですけども、その辺をご審議いただきたいなと思っております。
0:52:23	はい規制庁中です。
0:52:25	あともう1点だけなんですけど、先ほどの
0:52:33	概要、1-0の資料、
0:52:38	と、
0:52:40	本文9号のところ、
0:52:45	8ページですかね。ええ。
0:52:49	一応その気象条件を
0:52:52	今回変えるというところなんですけれど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:57	これを変える考え方。
0:53:00	ていうのは、どういうタイミングでどう変えるかってのは何か。
0:53:04	確認させていただきたいんですけど。
0:53:17	関西電力の上出です。
0:53:20	今のご質問、
0:53:23	本部救護の評価を変えるタイミング。
0:53:27	今回のような蒸気発生器取りかえで冷却材系統の容量が変わった場合とか、燃料が変わった場合は、平常時被ばく評価に影響を与えると。
0:53:39	いうことで評価を行います。その際にですね、気象条件が、
0:53:47	過去 10 年の検定の結果ですね、て現状に適合してるかっていうところを確認して、
0:53:55	適した
0:53:58	最新の気象条件で評価すると、そういう形で、被ばく評価を行う際には、そういう気象条件の
0:54:08	最初の条件を適用すると、そういう考えなくて、
0:54:16	関西の棚橋です。ちょっと答えになってないような気もするので、次回ちょっとその辺、考え方について、もう一度、回答させてください。
0:54:27	はい規制庁ナカセ。
0:54:29	ちなみに新規性基準審査の時、わあ、これは何年使っていた。
0:54:38	やっぱ最新のって言ったんですか、まあまあ考え方いろいろ。
0:54:43	関西電力の羽根技術グループの長井と申します。
0:54:46	まず
0:54:48	9 年に関しましては、今、許可. 6 に記載して 2006 年、
0:54:54	0 歳稼働の時には、審査をいただいと。
0:54:57	再稼働審査においては、先ほど申し上げた最新の負傷に対して代表性を確認した時に代表性ありと。
0:55:04	いうふうなことも判断している状態でした。
0:55:09	ただ、ちょっと今回改めて、ここ最近の少年に対しての代表で確認したところ、ちょっと代表性がちょっと失われたと、その 2006 年に対する条例が、
0:55:20	最初に区長の退職失われたというのは事実確認しておりますので、その最新の評価条件に今回、知事の評価やるにあたっては、合わせたというところでございます。
0:55:35	また次回ちょっと全体的な考え方を、ということでご説明いただくということはそれを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:42	少しまたご説明いただくとして、
0:55:45	大きなところの節目で言えば新規性基準なりってというのがあって、
0:55:50	今回もあってというところで、
0:55:53	若干その考え方が、何か一貫してるかどうかというところで少し、
0:55:59	ご確認させていただければと思いますんで、ちなみにこれは今回フード実験みたいなものも新たにやって、
0:56:07	dす。
0:56:09	そういう意味でそこも含めて、今後説明いただくということなんでしょうか。
0:56:15	関西電力の江田です。
0:56:19	また次回以降、
0:56:23	パッケージ、
0:56:24	パッケージでアノて、
0:56:29	県の方もですねちょっと建屋高いものを、
0:56:33	建てる
0:56:36	そういう
0:56:38	倉井照屋。
0:56:40	社員のなクライテリアも、
0:56:42	ございまして、それを踏まえて、風洞実験もやってると。
0:56:52	液晶につきましても先ほど申しましたように被ばく評価をやる際に、必ずその代表性を確認。
0:57:02	代表性があれば、そのもの、
0:57:04	使いますしなければ、新しいものを、
0:57:08	いうことで、
0:57:09	あと、ですね
0:57:13	もう一つ言いますと届け出ですね安全。
0:57:17	こちらの中ではですね代表点なくない場合はですね、評価をしまして、それをコウノせて、
0:57:28	そういう体系の中
0:57:35	はい、規制庁ナカセアノ、本日はとりあえず、状況わかりましたのでまた次回、ご説明いただき、
0:57:41	はい。
0:57:43	私からは以上です。
0:57:47	はい。規制庁西内です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:49	ちょっとさつき野川が言った話の中で、結局新しい話があるかどうかというところを最初ナカノと私から確認させていただいた比較表は、ちょっとすいません、明確に。
0:58:00	言っておけばよかったんですけど、このパワポに乗せてもらう比較表を作って欲しいというイメージでちょっと話をしました。はい。補足ベースではなくて、どちらかというとやっぱりその最初の審査会合でその差異があるかないかを明確にしてもらうっていう目的で事実関係をちゃんと確認しておきたかったという意図で話してたものなので、
0:58:19	次のパワポで申請概要の説明として、実績の有無というところもそういう日カクウなりの形式を使ってちょっと説明をしていただきたいというところをお願いします。
0:58:29	その中で今お話があった気象条件とか必要であれば説明触れてもらえばいいのかなと思います。
0:58:34	いうところかなと思います。
0:58:36	はい。SGR部分は他にありますか。よろしいですか。現時点では、
0:58:41	はい。
0:58:42	続けてSG保管庫部分の、
0:58:47	ちょっと申請概要の確認に移りたいんですけど形状側からあります。
0:58:55	原子力規制庁の仲です。私の方からSGの関係で確認させていただければと思いますけれども、こちらについてもSGRと、
0:59:05	同様になんですけれども、比較の観点でですね、確認させていただきたいんですけれども、既存のSG保管高との比較っていう観点で今回新設するSG保管高の、
0:59:19	耐震だったりとか、建屋の容積だったりとかそういった観点で、どこが違うのかとか、あとは設計としてこの部分が特別、
0:59:30	毒であるとかそういったものがあれば、また比較表の形に示していただきたいっていうのが1点です。
0:59:40	現在の1号機から4号機の共用の保管庫、すでにあると思うんですけども、こちらについて、こちらと比べると、入れるその内容物とかも、SGの基数とかはもう変わってくるっていうようなイメージで、
0:59:53	やってますかね。
0:59:57	すいません関西電力の大城です。ご指摘のようにですね今SG保管庫としては高浜の構内にAEDという二つの保管庫がありまして、それぞれ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:07	1号炉2号炉で、SDRやったときのSGが保管されてます。それ以外に です。34号炉までを含めまして、宇和ぶたの取りかえをやっておりま すのでそういうようなものも、
1:00:19	既設の保管庫の中には保管をしているという状況になってます。
1:00:22	今回新たに設置する観光につきましては、1号に、3号4号別々ではな くてです。6期のSDを保管するということですのでサイズの的には若干 異なると。
1:00:35	ということになりますけれども、全体のコンセプトとして特に大きくことん異 なるものではないと思います。以上です。
1:00:44	原子力規制庁の仲野です。そうですねコンセプト自体は変わるものでは ないかなというふうにも私の方も認識しておりますけれども、今言ったその 業績だったり内容物の差異であったりとかそういったものが、
1:00:57	明確になるように説明いただければと思っております。あとは放射線の 管理の関係も多分これ、特異なものはないとは思ってまいますけれどもそう いったところも既存査定
1:01:09	と同じであるというふうなものがあるのであればそういった説明をしてい ただくというふうにご説明いただければと思っております、
1:01:16	関西電力の大木です。承知いたしました。
1:01:25	藤規制庁西内です。
1:01:27	ちょっと申す。
1:01:29	少し確認をしたいんですけど。
1:01:34	あと、今説明の中でも触れた蒸気発生器の今、今ある保管庫のABを 1234共用で、
1:01:42	で、今回新しく設置しようと思っている保管庫は、
1:01:46	1234共用じゃなくて34共用という理解でいいんです。たっけ。
1:01:51	はい。関西電力の沖です。ご指摘の通りでして、今回の新たに設置する SF刊行につきましては34号炉のSGRに伴って発生した、
1:02:01	固体廃棄物のみを保管する予定にしてございますのでそのようにして おります。以上です。
1:02:07	はい。規制庁西内です。
1:02:11	ちょっと先にそういう意味ではちょっとササキに確認しておきたいのが、 確か高浜のバーナブルポイズンの保管場所変更の設置変更許可の直 近で、別のチームが担当して、規制委員会に諮ってますけども、
1:02:26	多分規制委員会の議論とか見られていると思うんですけどその中で、 いわゆる

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:31	確か橋場バーナブルポイズン時だったと思いますけど、いわゆるその枠取りをするの。
1:02:36	わくわく、いわゆるアノ廃棄物の保管庫系ですよね。貯蔵設備系を、いわゆるその内容物を許可でとるのか、枠を取るのか。
1:02:45	いわゆるその容量的な意味合いをとるのか、っていう話が、
1:02:49	ちょっとあったように記憶していて、ちょっとその案件違ったあれなんですよね。そういう意味でいうと、今回設置変更許可申請で申請されているものは、今までと考え方同じで、
1:03:02	保管物、主要な保管物っていうのもも許可本文に記載をして、それに応じた容量設定とかも含めて仕様を定めている。
1:03:10	というような申請と思っていいですかね。枠だけの申請ではなくて、
1:03:15	関西電力の大木です。ご指摘の通りでして、今回の蒸気発生器の取りかえ工事で発生する固体廃棄物を収納できる容量を設定してございます。
1:03:26	一つだけですねちょっと補足をさせていただきますと、コンクリートの廃棄物が出るんですけども、それをNR処理をできた場合はその分につきましては
1:03:37	保管庫内に保管する必要がなくなるので、もうその処理が可能でしたら、若干の開きが発生するという見込みになってございます。以上です。
1:03:46	アノセトニシウチですわかりました。
1:03:49	ちょっと先に何かすいません。許可本文のなんか読み方を作法的な話の確認だけなんですけど、今許可本文というと、1234号共用の蒸気発生器保管庫としか書いてないですよ。
1:04:02	今の設置許可本文って、
1:04:03	これ工認の基本設計方針とかに行くと、多分こういう場合って、34号共用と、あと1234号共用っていうものをかけ括弧書きの中で多分具体化してたりすると思うんですよ。
1:04:16	許可ではこうやっても最初からまとめて書いていて、
1:04:20	公認では曾我部で書いてるとかってそういうマッケイでしたっけ。
1:04:29	関西電力野辺三谷です。と分けているという認識です。
1:04:35	今までときよカーの方では蒸気発生器全共用1号2号3号及び4、4号炉共用、
1:04:43	というふうな規定がありまして、そこに対して、新しく今回新設する34号炉共用の記載に対しては追記しております。一方で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:53	先ほどちょっと説明でも触れましたが、
1:04:56	パワーポイントの
1:04:58	1-0の資料のですね。
1:05:00	例えば8ページ、右肩8ページ等をご覧いただきますと、
1:05:04	こちらの管理区域のところですね。
1:05:08	ここ管理、Iの管理区域があります3行目なんですけども、ここ蒸気発生器保管庫と、
1:05:15	もともと対象が衛藤。
1:05:17	サイト内にある蒸気発生器保管庫というものを、何のみを示しているものでして、こちらもともと1号炉2号炉3号炉というふうに、
1:05:25	同様っていったところは記載してなくて、
1:05:28	ここに対して、今回、新しい
1:05:31	3号炉共用のものが追加になるんですけども、
1:05:34	そこについてはもともとこの記載でそのまま読めることから、
1:05:37	新たに追記していないものになるんですが、
1:05:40	全共用の記載がもともとあるところは理解し、
1:05:45	規制庁ニシウチですすみませんちょっと見落としてました。あれですね
1:05:48	5号の当ボツの(3)の廃棄設備の構造のところが発令なくて、そこで、
1:05:55	追加してるってことですね。わかりました。
1:05:59	終わりますと、
1:06:05	なるほどアノアノ見落としありがとうございます。
1:06:09	34号共用のものを追加するんで、今回は内容物としては、
1:06:16	12号、34号のSG他SGの、
1:06:20	あとはそれに伴って発生するものたちを補完するものと、
1:06:23	わかりました。
1:06:25	そうですねあと1個だけなんですけど、この概要と後の3ページ目というと、何か米印でその一部選挙先行撤去する干渉物はって書いてるところなんですよね。そういう意味でちょっとここの厚かいいの確認なんですけど、さっき言ったように内容物、
1:06:39	この外部遮へい保管庫は、
1:06:42	いわゆる外部遮へい保管、外部遮へい機器を保管してるものですね。
1:06:47	要は内容物も決まっている保管庫だと思うんですけど、
1:06:50	ここの仮置っていうのは、その考え方みたいに照らしてどう考えてるんでしたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:55	あくまであれですが設置許可本文で定めているのは、いわゆる長期的に貯蔵保管する内容物として定めているもので、
1:07:03	その
1:07:05	仮置的なものについては、いわゆるその容量的に問題ないこととかを確認した上で、柔軟に運用しているのがもうすでに現状で、そういう対応をされてるっていうことなんでしたっけ。
1:07:16	ちょっとそこら辺をどう考えてるのかっていうのをちょっとお聞きしたかったというところで考え方を、
1:07:23	関西電力の沖です。今ご指摘いただいたようにですねこれ
1:07:29	1-2の資料の中でですね、ちょっとご説明をさせていただくような形になってるんですけども、
1:07:35	1-2の資料の2-6ページの7ページあたりになるんですけどもご指摘いただいたようにですね1時期に仮置する。
1:07:47	だけですので、許可の申請としては必要ないのかなという整理をさせていただきます。それとですね確認の内容としてはこの外部遮へい保管庫の中にそれだけを仮置する十分な容量があるということと、
1:08:02	一番最後の3-1ページになるんですけども、線量評価を実施、実施してですね、この外部しゃへい協観光にもともと評価をしている。
1:08:14	線量に対しましても極めて小さいレベルで、影響が極めて軽微ということを確認してございますのでそれで問題がないのかなというふうに考えてございます。以上です。
1:08:27	はい。規制庁西内です。
1:08:30	考え方をわかります。
1:08:32	と。
1:08:34	多分確認の観点としてはあと悪影響防止的な全般的な確認をされた上で保管をしているっていうことだと思うので、そういった確認点は充実をいただきたいとは思んですけど。
1:08:44	あとあれですねその他、おそらく技術的にというか放射線管理の観点では、
1:08:53	今おっしゃっていただいたように多分極めて小さいというかそこまで大きいものではないと思っているので、
1:08:58	私なんかおよそ問題なるようなものではないのかもしれないんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:05	ちょっとその中でも確認しますけど、単純にその適法性的な意味合いですね、要は許可本文の記載で内容物定めているところに対して別のものが置かれるっていうことが、
1:09:17	どうなのかっていうところですよ。またそういう意味では設置許可本文の子のその内容物っていうものをどういうものにとらえていて、
1:09:25	だから今さっき言ったような仮置が、
1:09:28	運用としてできる範囲だと思っているとか、そういった話を、まず関西としての考え方をしっかりちょっと明確にしておいていただきたいなと思います。
1:09:36	要は今回設置許可本文でその外部鮭、遮へい保管庫に、
1:09:40	何か内容物を追加する必要がないと思っている理由ですよ。
1:09:45	変更していない理由の部分だけ、ちょっとわかるようにこれ補足ベースの方でも結構ですのでちょっと記載をいただければと思います。よろしいでしょうか。
1:09:54	はい。関西電力の沖です。ちょっと整理して次回ご回答させていただきたいと思います。以上です。
1:10:01	はい。規制庁西内です。
1:10:03	で、ちょっとその順番が入れ子になりますけど、そういう話をした後に、最初の話に戻るんですけど、
1:10:10	あくまでその内容物も含めて、蒸気発生器保管庫とかは、申請しようとしているあくまで枠だけを定めようと思ってる申請しようと思ってるものではないという理解でよかったですよね。
1:10:25	関西電力の沖です。ご指摘の通りです。
1:10:27	はい。規制庁西内ですわかりました。あれですね枠だけ申請しようと思つと、多分線量評価するときどういうふうに条件を置くかとかそこら辺の条件設定が難しい部分もあると思うので、それやり方、
1:10:40	どう申請するかもちょっと自由な範囲だと思うのでそういう意味では今までと同じ申請の考え方で申請をしているということだったの理解をしました。
1:10:49	はい、わかりました。ありがとうございます。
1:10:52	また、あとはちなみにあれですね最後の保安規定とかに行つたタイミングかもしれないですけど仮置する期間とかそういったところの目安とか全体の多分工事工程とかが明らかになつた段階でそういう確認を最後していくことになろうと思うので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:05	許可段階でどこまでって話あると思いますけど、はいちょっと必要に応じて今後日ヒアリング等で事実確認をさせていただくかもしれません。
1:11:12	引き続きよろしく申し上げます。
1:11:16	SGご観光私は以上ですか。他にSGご観光関係規制庁からありますか。
1:11:22	よろしいですか。
1:11:23	はい。
1:11:24	申請範囲後一番最後点検建屋関係ですけども、規制庁がわからない。
1:11:33	はい原子力規制庁の仲野です。私の方から点検建屋について設備の概要的なところでまた確認させていただければと思います。
1:11:43	資料の1-3なんですけれども、
1:11:51	ペイジーの2-1の方お願いします。
1:12:03	保守点検建屋の設置の目的に関してなんですけれども、新基準の対応によってエントリー査定が狭隘化したことで、
1:12:16	強化したので今後の設備保全と作業安全に万全を期すために、点検建屋を設置するっていうふうの説明をいただいていると思うんですけども、
1:12:28	今回の
1:12:30	設置に伴ってですね新基準の対応で、狭隘化したことによって具体的にどういった作業に支障をきたす可能性があるとか、あとはその設備保全とか作業安全上、どういった影響があるのかみたいな具体的な内容について伺いでよろしいでしょうか。
1:12:46	はい。関西電力の北浦です。えっとですねこれ具体的に話しますと、これはプラントプラントでいろいろメンテナンスやり方も違う、場所どこ使うかというのも違うんですけども、
1:12:56	今回の高浜発電所でいうと、この燃料取扱建屋というところで、その一次系のその機器で一番結構スペースというのが、RCPのとかRCPモーター、これらの点検保全なんです。
1:13:08	それらを、この年度に建屋でやってたんですけども、新規制基準で、例えば溢水対策でスロープをつけたとか、あと竜巻対策でいろいろこう設備が設置されてんですよね。
1:13:18	それに伴って、点検スペースがちょっとこう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:22	小さくなったということで、より広いスペースを別のところに設けて、しっかりと安全、安全に作業できるようにということで今回、保守点検立てを立てるということです。
1:13:36	規制庁の中根です。新基準の時に新しく竜巻対策だったりとか溢水の話いただきましたけど、建てるにあたって、一応設置のときにはその作業に問題がないように設計をするっていう方針ではあったんですよね。
1:13:52	はい。関電の北浦です。おっしゃる通りです。現状できないことはないです。ただし、より安全を期して、今回新たなスペースを立てるという考えです。
1:14:03	原子力規制庁の中野です。承知いたしました。
1:14:06	そうしましたら、次なんですけれども、
1:14:10	保守点検建屋の設置後の燃料取扱建屋との関係性なんですけれども、今ちょっとお話もありましたけれども、現在の運用として燃料取扱建屋でRCPBのメンテナンスだったりとかっていう話を、
1:14:26	保守点検建屋に移すっていうような話ありましたけれども、このさ保守点検建屋設置後のそれぞれの施設ごとにですねその役割だったりとかその設置の設備だったりとかどういうふうに変更するのかっていうのをこれまた、
1:14:40	この比較表の形式でご説明いただきたいなと思っております。今んともしお話できれば簡単にちょっとお話いただければと思いますけれども、
1:14:49	アカウント北浦です今おっしゃられてるのは今後、保守点検前提ができた後保全のどこで何をやるかとか、考え方を少し整理するということですよね。新旧の比較として、
1:15:01	わかりました今はその説明書
1:15:05	はい。次回準備して採用したいと思い
1:15:09	はい原子力規制庁の中野です。よろしく願いいたします。これに関連してなんですけれども、もともと保守点検建屋に設置する予定の機器っていうのは、
1:15:20	これはその点検のための設備として、燃料取扱建屋にあったその点検用の機器を保守点検建屋に持ってくるっていうようなイメージですかね。
1:15:31	はい。関連の北浦です。新しくそちに設置するということです。
1:15:36	特に燃料取扱建屋で、ずっと従来から恒常的に置いてるものでもなくて、メンテナンスの時に新たに例えばその点検スペースのために設置したりとか、物を持ってきて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:46	店を広げたりするんすよね。それを新しく今回の補助電源建屋で設置するということで、
1:16:01	関西でも楽しいですと、多分、ご質問されてるのは、ご質問されてるのちょっと気アノ北野が言ってること少し違うと思うんですけど。
1:16:14	もともとの燃料、建屋の方ですね、こちらの方の建屋ってのは当然一次系でございます。
1:16:21	そういった一次系の設備として具備すべき。
1:16:26	設備を点検立てにもつけます。
1:16:29	で、別にこう工具を持ってくるとかそういう話は別にどこでもできますので、それは専用の容器に入れて動かしますので、
1:16:40	そこはちょっと申請の範囲とはなっておりません。
1:16:44	もう少し補足しますとね、例えば、当然位置付けのあるし、RCPの例えばモーターとか、点検するとなると、除染をすとかで、除染ピットとか必要なんですよね。今の年限燃料取扱施設、
1:16:57	建屋の中にはそういうものがあつたりするんですけども、新しい補修点検他に、建屋にはそういうのが今現状ないということで、そういう、そういう除染するようなエリアも新しく設置したりはします。
1:17:11	原子力規制庁の仲野です。今お話いただいたところを、
1:17:16	なんですけれども、今はちょっと私の理解なんですけど、補修点検建屋で点検をするために必要な設備だったりとか、配置するための設備については、
1:17:28	保守点検建屋のために新しく設置をする、なので燃料取扱建屋から何か持ってきたりとかっていうものは基本ないということですかね。
1:17:37	はい。関西電力の北浦です。その通りでございます。
1:17:41	原子力規制庁の仲野です。一応なんですけど、燃料取扱建屋にある設備として、そのもう使わなくなる設備とかっていうものもあるってことは、
1:17:54	関西電力北浦ですそれはございません。
1:17:59	季節の中で承知いたしました。
1:18:08	はい。そうしましたら、次なんですけれども、
1:18:11	同じく資料の1-3-2の1ページなんですけれども、
1:18:20	こちらの中で(2)番の補修点検建屋の使用の中にaとcポツdポツに実施予定の主な作業と主な附属設備というところ記載いただいておりますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:33	こちらについて主な設備って書いてあるんですけども、こちらの記載以外のもので何かこう、すでに予定されているものだったりとか
1:18:41	配置する予定のものっていうのが、あれば、説明いただければと思います。
1:18:50	関西電力の西です。主なという意味ではここに挙げたものがメインになってくるんですけども、当然作業するにあたって、コンプレッサーで、
1:18:59	そういう、
1:19:01	大きい。
1:19:06	すいません関西電力北浦です作業としてはもうここに書かれてるものがもう主なもので、あと細々と若干ありますけど、もうそれもあまり記載するレベルでもないようなものです。
1:19:16	はい。
1:19:19	規制庁の中野です。当間。
1:19:31	規制庁の中野です。
1:19:33	今、質問させていただいた意図としてはですね、例えば 30 条の被ばくの低減とかの観点で、どういった設備があったりとかどういった遮へいがあったりとか、そういう作業にどういった作業をさせるとかそういったところが具体的にわかって、
1:19:48	いかないと、被ばくの時間だったりとか線量の管理だったりとかっていうところの確認に繋がってくると思いますのでそういった中でもしこの中で示していないものがあったりとかあれば、
1:19:59	これについては漏れなく示していただきたいという趣旨で確認させていただきました。それで言うとそれに関係するような作業だったりとかっていうのはこちらの中に、
1:20:10	すべて示しているそれとも、まだ、
1:20:13	書ききれない。
1:20:14	っていうのはどちらですかね。
1:20:18	関西電力の西です。すいませんちょっと質問の意図は控えていて申し訳なく、
1:20:23	主な作業という形で、全部書き切れてるかという。
1:20:30	はい。
1:20:38	そういう意味で言いますと、大きなものはすべて挙げてる。
1:20:48	はい。関西電力の北尾れる数今ご指摘いただいた意味で漏れないかという意味を含めて、もう一度しっかりこちら整理して、お示したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:58	はい。規制庁の仲です。承知いたしました。よろしくお願いします。
1:21:10	はい。規制庁西内です。
1:21:14	保修点検建屋部分わあ、
1:21:16	ちょっともう目的が、新しいことをやろうとしているので、そういう意味では目的をしっかり把握することをしっかりやりたいなと思っていて、
1:21:27	それでさっき仲野からお願いした一番最初の話はどっちかっていうと、今のアズイズからこれを立てることによって何がどう変わるのかっていう比較をしていただければ、多分ここは申請概要としては多分共通理解が取れるのかなと思うんですよね。
1:21:42	現状燃取建屋とかその他のたところでやっているような点検作業。
1:21:46	いろんなところで多分やってる点検作業があつてそれらが、これを立てることによってどう変わるのか。
1:21:51	引き続き残る部分は多分あるんでしょうし、燃取保修点検建屋作ることによってそこで期待できる。
1:21:58	それにやることによって、どう安全性が向上するんだとかそういう話もついてくるんだと思いますし、
1:22:04	安全性が向上なのか作業性の向上なのかっていうところがあるかもしれないですけど、そういうas-isからの比較っていうところはちょっと意識しておいていただければ嬉しいです。ちょっとそこが
1:22:14	なかなか燃取建屋とか軒今の現状、
1:22:17	ちょっと正直典型作業とか具体的に、実務レベルでどうやってるかっていうところなかなか審査の机上の場だとわかりづらいところもあるので、やっぱそこをしっかりと現状、現状しっかりと説明いただくことをスタートにいただいて、そこからどう変わるのか。
1:22:30	という形でちょっとご説明いただければ嬉しいです。よろしいでしょうか。
1:22:33	はい。関西電力北浦です。承知しました。
1:22:38	はい。で、
1:22:39	これ、あれですよ、あくまで、許可本文上でいうと、主たる機能としては、
1:22:48	放射線管理を行う放射線作業を行う場所であつて、あとは廃液処理とかの廃棄物の発生する場所、
1:22:58	例えば基本放射線線量というところと廃棄物管理っていうところが適合性という観点での主の条文になってくるっていうそういう理解をしていますけど何か認識そごありますか現時点で、関西電力の西です。そんな認識で間違いございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:15	起こりますと、
1:23:18	廃液処理とかのラインは、これなんか単独でもう、
1:23:23	ここから直接
1:23:25	ラド建屋に引っ張るようなイメージになるんですかね、何かその周りの建屋とかと交流していくようなイメージになるんですかね。
1:23:35	関西電力の西です。今の設計上ですと、保修点検建屋で出た廃液につきましては保修点検建屋のサンプに行きまして、そのあとモニタータンクに行って、盛田丹空。
1:23:46	原崎は運搬して既設建屋の処理系統につなげる予定で、
1:23:53	ですので運搬する前には当然モニタータンクの方で、線量が低いこと十分低いことを確認した上で運搬する予定で、
1:24:00	以上です。
1:24:02	わかりました。そっか、そもそもあれですね、かなり本館建屋と離れた場所に置くんですもんね。
1:24:08	だから独立して、完全に独立して、
1:24:11	だからあれですねそのバウンダリー的な意味合いでも、この建屋で完結して、
1:24:17	外に運搬する容器とか、運搬容器とかで運ぶと。
1:24:21	ちなみに廃液とかの運搬容器は、既存設置許可本文とかでも取ってるものを使うっちゃうことでしたっけ。そもそも取ってないでしたっけ。
1:24:32	ちょっとそこら辺の話も関連するところとして挙げてもらえばと思います。はい。
1:24:36	別に何か大きい話ではないので最後の方までにしっかり事実関係確認できれば十分かなと思ってますので、
1:24:42	次回間に合うようであればちょっとそこら辺の運搬手段とかの話も含めて、どういう設備を使うのか。
1:24:48	ていうところも設置許可本部との関係も含めて整理して説明をいただければと思います。よろしいでしょうか。
1:24:57	はい。少なくとも今やってることと同じことやるだけだとそこを持ってますので、その関係だけ明確にしておいていただければというお願いです。どうぞよろしくお願いします。
1:25:06	なので、耐震としてもCクラスであって、
1:25:11	これ津波安全重要度としても市のクラス3になる。
1:25:16	安全重要度たちは持ってない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:19	フェアーとして建屋として、廃棄物処理建屋としてっていう意味合いになるんでしょうかね。
1:25:29	わかりました。それで保管庫と同じ保管庫とそういう意味では建屋の基準適合性上の建屋の位置付けっていうのはほぼほぼとも同じものになる。
1:25:39	廃棄物を発生する建屋であってっていうそういうことです。発生して保管する建屋、
1:25:44	わかります等、
1:25:46	はい。わかります。ちょっとその目的部分と現状as-isからのちょっと比較っていうところはちょっと明確にお願いしますこれも概要レベルですね、概要レベルの説明としてまずお願いします。
1:25:58	はい。ここに保守点検建屋部分現時点で確認しておきたい点ありますか、規制庁側からよろしいですか。
1:26:05	はい。
1:26:08	金城の奥でございます。細かいところで、
1:26:11	遠隔に行きたいんですけども、
1:26:12	6 ページ。
1:26:14	なんですけども、
1:26:15	主な変更点。
1:26:18	午後、
1:26:20	真ん中あたりに攻略等ありまして、蒸気発生器保管庫について、
1:26:24	集点検建屋についてはとなってると思うんですが、
1:26:27	7 ページの下段とか拝見すると保修点検建屋は 1 号から 4 号まで共用ということだと思んですけど、
1:26:34	6 号の中段において保修点検建屋、
1:26:37	括弧行き。
1:26:39	金さん 4 共用とそういう意味ではなくても良い。
1:26:42	本体はコンクールが転倒されてる。
1:26:47	関西電力の三谷でございます。
1:26:50	えっとですね一応記載ルールといいますか思いはございまして、ここに書いてあるます蒸気発生器保管庫、こちらにつきましては、東條健誠長官この全共用のものは除いたもの。
1:27:04	としております。そういった意味合いで今回新設する蒸気発生器保管庫だけを対象に記載しようと思った際に、T3 号炉 4 号炉共用、こちらを書くことで、今回申請する

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:15	明確に、
1:27:16	示すことにしております。
1:27:18	一方でですね保守点検建屋につきましては、もともと既設のものがございませんので、特に全共用の記載かかる人もですね、対象が明確になることから、
1:27:28	記載していないものでございまして、もともとの記載でいいますと外部しゃへい協観光等もですね、
1:27:33	一つ手前のところで記載しておりませんので、
1:27:37	そちらと合わせる形で、今回、記載して
1:27:39	なっており、
1:27:42	規制庁の奥です。了解しました。ありがとうございます。
1:27:51	はい。衛藤規制庁ニシウチです。他に規制庁側から何か確認しておきたいと思います。規制庁仲です。
1:27:58	先ほどちょっと補放射性液体廃棄物処理設備としての他の建屋との関係というところが少し、
1:28:07	説明があったかと思うんですが、
1:28:11	本日の説明資料でいうと、1-3の、
1:28:18	に、2-1ページぐらいから処理設備としての説明があって、
1:28:25	こんなカナダから保修点検建屋サンプタンクと加茂に、
1:28:30	廃液も言ったタンクとかこう出てくるんですけどここら辺は新しく
1:28:35	この建屋の中に設置をするという、
1:28:38	ことですかね。
1:28:40	横野西です。その認識ではい。
1:28:42	はい。
1:28:43	それで、そこら辺が2-4ページぐらいからですね国内の配置図とか、
1:28:52	あと2-5の流路。
1:28:53	線図というところから出てきたんですけど、何かその具体的な、新たに設置するものというところが、この配置上どこなのかってのはよくわからないところがあって、
1:29:06	何かそういう設備も含めてということであれば何かそういう、
1:29:11	位置的なところもわかるように示していただくと。
1:29:15	はい。関西電力の北浦でございまして。わかりました2-4とかは新しく設置するんですけども2-5のこの流路線図の中で新しく設置するところはどこかとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:25	そこはもう少しわかりやすく、一応これ区切ってるつもりなんですけど、もう少しイメージよくさせていただきます。はい。一条永石まさにその 2-5 がですねちょっと、
1:29:35	どどこなんかよくわからないっていうところがあって、
1:29:38	トライとかそういうところですかね他の建屋には運搬というところで運搬でまたご説明いただくということであればそれはそれでということなんですか。
1:29:50	少しそういうその建屋だけではなくてですね、中に新たに、
1:29:55	配置するものがその処理系統としてのどういう位置付けで、どこに設置するのかというところですね、ちょっと事実関係としてですね示していただきたいなど。
1:30:05	思ってますのでよろしくお願いします。
1:30:08	承知いたしました。
1:30:13	はい。規制庁西内です。
1:30:16	そういう意味ではあれですね今挙げてたような設備は、多分概要側にも反映しておいてもらった方が、どういう機能を持ってるかがより明確になるので、反映の方よろしくお願いします。
1:30:28	はい。ここまで規制庁からの申請概要 1 通り、主にちょっと非架空今までの実績との比較だとか、随時その比較っていうところをお願いしましたけど、
1:30:38	現時点で何か追加で確認しておきたいことありますか。
1:30:42	よろしいですか。
1:30:43	白川参与からもここまでの範囲は特によろしいですかね。はい。であれば、概要パートの適用条文申請範囲的な意味合いがちょっと確認を。
1:30:55	今日できる限り進めたいなと思うので、
1:30:59	1 回 10 ページカラーの説明をしていただくとともに、
1:31:06	14 ページ目以降は今日さらっと触れてもらってで、
1:31:12	初回のパートとして、この 14 ページ以降の話を最初から盛り込んでもらうかどうかのちょっとよくご検討いただいて、場合によっては参考として載せておいてもらって、あくまでその申請概要として範囲っていう意味でこの 10 ページ 13 ページからのこの
1:31:26	全体像の説明だけとかそういう構成もあるのかなと思うのでそこはちょっとご検討いただければと思います。今日載せてもらってるのでサラッと通して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:35	簡単にご説明いただいてちょっと事実関係を確認させてもらえればいいかなと思いますよろしくお願いします。
1:31:42	関西電力の辨野丹治
1:31:43	衛藤そうしましたらですね
1:31:45	資料 1-0 のですね、10 ページ目からご説明の方させていただきます。
1:31:51	こちらですねこの表では本申請、今回の申請と、設置許可基準規則、こちらの関係性を示したものになっております。
1:32:00	江藤。表の見方としましてちょっと説明させていただきますと、SGの取りかえ等後SG保管庫設置、保修点検建屋設置、それぞれに関連する条文をこちらの表で整理しております。
1:32:12	この表に関しましては、今回の設置許可申請に対して、関連する条文のみ、すべからくではなく、関連する条文のみを整理したものになっております、
1:32:23	許可変更伴う条文に対しましてはこの中では黒丸を書かせていただいております、許可変更を伴わない、既許可通りになる条文に対しては白丸を記載させていただきますいております。
1:32:36	黒丸のうちですね許可変更を伴う内容がですね今回の申請において審査いただく内容な内容だというふうに考えております、対象条文としましては、10 ページで言いますと、
1:32:49	6 条、11 ページで言いますと、13 条と十四条。
1:32:55	12 ページで言いますと、27 条 28 条 29 条。
1:33:00	最後 13 ページで言いますと、37 条というふうに考えております。
1:33:05	衛藤先ほどちょっと説明でもありましたがですねこの表ではですね若干の体系的なところが見えにくいというふうに我々も考えておりますので、22 ページ、
1:33:15	以降の方での参考の方ですね、ちょっと説明をさせていただきたいと思っております。すいません。22 ページの方、ご確認の方よろしくお願いします。
1:33:28	こちら 22 ページなんですけれども先ほど北浦の方からも若干説明ありましたが、改めて説明させていただきます。こちら 22 ページはSGRに伴う整理になっております。
1:33:40	大きくはですね材料、SERによって構造と材料が変更となります。
1:33:47	一番右側の丸としているのがですね、先ほどの黒丸に該当するところにはなるんですけれども、許可本文の変更ある条文になっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:57	ちょっと変評価本文の変更がある、そのこの条文に対してですね説明の方させていただければというふうに思い
1:34:04	まず、上の方からマルになっている十四条から説明させていただきます。
1:34:09	17条はですね原子炉冷却材圧力バウンダリ、こちらへの要求事項でございまして、左の方を追っていただきますと、SGRによってですね、原子炉冷却材圧力バウンダリの材料、
1:34:21	構造、これらを変更するものになりますので、取りかえたSGにおきましても、異常な過渡変化時及び設計基準事故時、これらの負荷に耐えられる設計といったところで、
1:34:34	関連条文及び本文変更事項というふうにしております。
1:34:38	続きまして下のマルの方につきまして27条になりますが、はい、放射性廃棄物の処理施設、こちらへの要求事項ですが、
1:34:48	SGの構造変わることですね、一次冷却材中の放射能濃度、こちらが低下するといった観点から、平常時被ばくの評価、
1:34:57	改めて行っておりまして、判定基準以下であるといったところを確認しております。
1:35:03	下の方、安全解析に繋がるところで、13条、37条といったところの要求ですが、こちらですねSGの構造が変わること、一次冷却材一次側保有水量が増加。
1:35:16	二次側保有水量増加、主給水配管の最小流路断面、
1:35:20	こういったところが解析条件として、変更になってきますので、改めて安全解析を実施しております。その結果ですね判定基準ですとか、SAの有効性、
1:35:30	みたいなところを満足するといったところを確認しております
1:35:34	SGRに関しましては簡単に以上でございます。続きまして23ページの方ご確認をお願いいたします。
1:35:43	こちらがですねSG保管庫の方の関連条文の整理になっております。
1:35:49	ちょっと先ほどと同様にですね評価本部変更、このこの条文に対して説明させていただきますと
1:35:56	上の方からですね丸になっている六条ですけれども、こちら外部からの衝撃による損傷の防止への要求でございますが、
1:36:05	今回SG保管庫建屋を新設することで、自然事象、人為事象、
1:36:11	これらに対して考慮する必要がありますが、本申請のうち、機構が本文を変更するといった観点ではですね、自然事象のうち、森林火災のみ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:21	こちらがですねあの辺本部変更の事項になっておりまして、
1:36:25	この、それに対する設計方針としまして、SG保管庫の周辺に、防火医療を設ける。
1:36:31	それによって安全機能を損なうことのない設計とすると。
1:36:34	言ったように、整理しており、
1:36:37	続きまして 28 条ですけれども、放射性廃棄物の貯蔵施設への要求でございまして、
1:36:44	今回S字保管庫が中にですねSG取りかえに伴い発生する放射性固体廃棄物、
1:36:50	こちらをですね貯蔵する施設でございますので、建屋として、放射性廃棄物が漏えいしがたい設計とすること。
1:36:57	保管物に対しては汚染が広がらない設計とすることといったところで設計方針としており、
1:37:03	続きまして、29 条でございますが、直接線等への要求になっております。
1:37:09	こちらはですね一時保管庫、先ほど申した通り放射性固体廃棄物を貯蔵する施設になりますので、サイト内に新たに線源ができるといった観点から、線量評価を実施しております。
1:37:22	その結果ですね年間 50 マイクログレイ以下っていう判定基準、こちらを満足するといったところで確認しており、
1:37:30	続きましてページ、24 ページの方よろしくお願ひいたします。
1:37:35	衛藤保点検建屋の整理になっております。基本的にはですねもうS字保管庫と同様の整理同様の条文整理になっておりますが、間違いとしましては、SG保管庫の方は固体廃棄物貯蔵庫。
1:37:48	で、保守点検建屋の方は、液体廃棄物処理施設の方に分離される違いがあることから、若干の条文が変更になっておりまして、許可本文が変更。
1:37:59	になる。条文の違いとしましては、SG保管庫の方で 28 条、
1:38:04	関連条文として行ったところが、
1:38:08	保守点検建屋の方では 27 条になるといったような違いがございます。
1:38:12	27 条の方ですが、放射性廃棄物の処理施設に対する要求になっておりまして、
1:38:18	保点検建屋で実施する大型機器の点検作業等によりまして、液体廃棄物の方が発生しますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:26	放射性気体廃棄物を処理する能力、これを有するといったところで確認をしております。
1:38:32	大きな、全体の説明概要、条文整理は以上になります。
1:38:37	引き続きですね 14 ページの方ですね、本文変更の個別の条文に対しまして衛藤説明させていただければと。
1:38:45	いうふうに思います。
1:38:47	2014 ページの方、ご確認の方よろしく。
1:38:58	はい。そうでしたら、14 ページの方から説明させていただきます。
1:39:03	六条の方ですが先ほど申した通り森林火災に関するところで変更を行っております、新しく
1:39:11	蒸気発生器保管庫を新設すると、蒸気発生器保管庫等保守点検建てを新設するといったところから、最終的な設計方針としまして、課題と同じ幅の防火エリアを設ける設計とすることで、
1:39:23	安全機能を損なうことのない設計とし、
1:39:27	続きまして 15 ページの確認を
1:39:31	こちらが 13 条の記載になっておまして、
1:39:34	SG取り返す J-R に関連する条文としております。SG 取替を実施しましても、以上、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対する要件、
1:39:44	判定基準を満足するといったようなところで、下の表のが後で評価例になりますけれども、このように確認をしており、
1:39:53	続きまして 16 ページの方をお願いいたし。
1:39:57	こちら 17 条になっております。原子炉冷却材圧力バウンダリになっております。
1:40:03	バウンダリの材料構造を変更することからですね、それぞれ材料選定ですとか、そういった観点で問題ないといったところを改めて確認しております。
1:40:13	具体的なところで少し申し上げますと、バウンダリーである SG の水質看板、こちらに対しましては、フェライト系鋼材の低合金項番で合金担保を用います。
1:40:24	伝熱管利差に対しましては、TT690 合金を用いることと、
1:40:29	いうふうに設計いたします。
1:40:31	続きまして 27 条の方、よろしくお願ひ。
1:40:35	すいません、17 ページの方お願いいたします
1:40:37	衛藤 27 条に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:39	すると記載
1:40:41	こちら被ばく評価の条文になっておりまして、SGR実施することによって一次系冷却材の量が若干増加するといった観点で比較評価の方やり直しておりまして、下の方の黒字。
1:40:55	プロ太字になりますが、線量目標値 50mSv。
1:41:00	年間当たり 50mSv。
1:41:03	以下になるといった観点で、ことを確認しております。
1:41:07	つきまして 18 ページの方お願い
1:41:11	こちら 28 条の内容になっておりましてSG保管庫に関連する条文となっております。
1:41:19	先ほど申しました通り、建屋としましては放射性物質が漏えいしがたいものとする事。
1:41:26	保管物としては、汚染が広がらないものとするといった
1:41:29	設計の方を行っておりまして、右下の方が実際に保管するSGの概略図になりますが、
1:41:39	SGを切断した際にできる開口部に対しましてはですね、シールプレートを取りつけるなどしまして、汚染が広がらないように設計する。
1:41:48	いたします
1:41:50	続きまして 19 ページの方。
1:41:54	こちらが 29 条の記載になります。
1:41:58	こちら直接店頭への要求になっておりまして、最終的な結果といたしましては、
1:42:05	蒸気発生器、すみません、関連条文としましては蒸気発生器負担高保修点検建屋、
1:42:10	になっておりまして、
1:42:12	蒸気発生器保管庫の保守点検建屋、新しく線源をサイト内に追加した場合においてもですね、1 年間当たり 50 マイクログレイ
1:42:20	になるといったことを確認しております。
1:42:23	続きまして 20 ページの方、お願い。
1:42:27	こちら 37 条の記載でございます
1:42:30	37 条の方ですが、関連する項としまして 4 項になっておりまして、
1:42:36	衛藤、
1:42:38	SAの有効性に関する条文、
1:42:41	SG取りかえを実施した場合においても

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:45	SAの有効性対策の有効性に変わりがないといったようなことを確認しております。
1:42:50	すいません、簡単でございますが条文の方説明は以上でございます
1:42:57	はい。規制庁西内です。
1:42:59	ちょっとこの範囲で規制庁が行われますか。
1:43:06	はい原子力規制庁の仲野です。私の方から条文整理の考え方について確認させていただければと思います。
1:43:14	ちょっとわかりやすいところと言うと資料の2-0の条文整理の資料を、
1:43:20	ちょっと見ながら、
1:43:21	お話をさせていただければと思いますけれども。
1:43:27	3ページから、条文整理の一覧表がお示しいただいてるかと思えますけれども、まずはですね判例として出している。
1:43:37	今回の申請での関係条文だと、その右側の既許可変更有無の判例について、それぞれどういった定義でこれを考えなのかというところのご説明をお願いしたいと思います。
1:43:55	関西電力野辺三谷です。
1:43:57	許可変更の有無に関しましては、
1:44:00	変更事項、こちらに関しましてマルバツで整理させていただいているといった内容でございます
1:44:07	なのでですねこの3ページで言いますと、4条耐震に関するところについては、今回のSGRに伴って、耐震の何か基本方針みたいなところ、
1:44:17	を変えるものではなくてですね、関連性自体は、型式を変えるといった観点から、関連性はあるんですが、あくまで今までの基本方針から変えるものではなくて、本文変更を伴わないことから、
1:44:28	関係性としてはバツなので関係性は0なんですけども、結局変更有無としてはバツと。
1:44:34	そういったような整理にしており、
1:44:36	以上です。
1:44:39	原子力規制庁の仲野です。今、すでにちょっとお話ありました関係性のマルバツについて、ちょっともう1回伺いしてもよろしいですかどういった定義でお考えなのか。
1:44:50	関西電力の三谷です。関係性につきましては、SGR。
1:44:55	を実施することで、と変更する。何が変更になるのかといったところで、関係するかどうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:02	といった観点で紐づけております。なので、SGであれば、設計基準対象施設に該当するので、そこを関係性としてとらえてしまうと、すべからく、
1:45:12	関係性自体がもう出てきてしまうんですが、そうではなくて、SG、R、今回SGを取りかえることによって何が変わるのか。
1:45:21	といった観点に立って、改めて、評価なり、
1:45:25	し直すものがあるもの、そういったところは0にしておりますし、今回変えることによっても、何も変わらない。
1:45:32	もの。
1:45:33	そういったところについては、今回は関係するバツというふうに整理させていただいております。以上です。
1:45:40	ちょっとすいません関西の北田です。補足しますと、要は、この丸のやつですよ関係性のっていうのは本申請の適用条文ではあるんですよ。正しいSKI設置許可の設置、設計方針にて、
1:45:53	新種申請対象設備の基準適合性が確認できると、ということなんで、ちょっとこの関係性っていうところを、
1:46:01	何か注釈入れるなり、説明した方がいいですね、少しわかりにくいですね。
1:46:05	はい。
1:46:08	原子力規制庁の仲です。そうですね最後お話いただいた通りでちょっと関係性、関係条文とか起業家の変更ありなしっていうところで、最初ちょっと自分見た時は変更ありなしの店舗も含むのかどうかもちょっとわかりね。
1:46:21	んなかったっていうところもあったりとかあとは関係っていうのがどういったところを示しているのかっていうところがちょっと判然としなかったのので、まず、定義づけですけどね。
1:46:31	ところをしっかりと示していただきたいなというふうに考えているところです。
1:46:38	関西電力の芹田李です。承知しました。
1:46:41	はい原子力規制庁の仲野です。そうしますとちょっとこれは確認程度なんですけれども今お話あった通り今回の申請で変更あったところで関係あるところが関係性もあるというところになっていると。
1:46:53	耐震のところについては今お話あった通りですけど、例えばその津波とかっていうのは、設置の場所とかが変更なくて、津波の評価については

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	影響が、今回の変更に対して影響がないので今回発言しているとそういった考え方であるという理解でよろしいでしょうか。
1:47:11	関西電力の三谷です。そのご理解で問題ございません。
1:47:15	はい。原子力規制庁の仲野です。概ね理解いたしました。そうしましたらそれを踏まえてなんですけれども、
1:47:24	同じく、資料の、
1:47:29	ナカノ、
1:47:33	12 ページなんですけれども、
1:47:37	こちらの中でちょっと例示として一つ挙げるだけなんですけれども、45 条の原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備っていうところで、
1:47:48	今回関係性と許可の変更がバツバツになっておりますけれども、
1:47:55	添付のAとの申請書の添付の資料上なんですけれども、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備の該当として、
1:48:05	SGは登録されているかと思っておりますので、その中で、
1:48:12	そのSGの
1:48:14	電熱の面積だったりとか、その伝熱管の本数だったりとかそういったところは、その変更する箇所として申請書で示していると思うんですけれども、
1:48:25	そういった観点で見ると先ほどのご説明だと、関係性は0になるのかなというふうに考えているんですけどもこれ、ここがバツの
1:48:35	考え方についてお伺いしてよろしいでしょうか。
1:48:41	関西電力野辺三谷です。
1:48:43	えっとですねこちら、
1:48:45	確かに設備のスペックみたいなところが、添付の8の方では変更になる。おっしゃられる通りなんですけれども、あくまでSAの時の
1:48:56	SG流路として活用するものというふうなものでございまして、系統構成を変更するものではないといったところから、条文への適合性までを確認するものではない
1:49:08	といったようなところでまず認識しております。仕様変更に対して条文適合性は、どこで見ているのかといったところについては、37条の方で、SAの有効性、対策有効性みたいなところで、
1:49:21	仕様変更みたいなところが、問題ないのかみたいなのは見ていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:33	原子力規制庁の仲です。今ご説明あった流量とルートとして使用しているの今回の変更箇所がそのSAフジイに活用する内容については、
1:49:45	特段、影響がないってようなことでバツにしているって理解。
1:49:50	よろしかったでしょうか。
1:50:01	規制庁西内ですけど。背アノ定義をまず明確にしてもらって、それに照らしてもう1回考えていただき、いただいて整理いただければと思うんですけど、ちょっと先行のこれと工認の審査の中でもちょっと同じような話をさせていただいた記憶があったので、
1:50:16	ちょっとこの場でも1回ちょっとシェアさせていただきますけども、
1:50:21	まず有効性評価ってさっきおっしゃったのはちょっと違うとやっぱ思っていて、さっき流ルール粒度として話ありますよね。流路として使うからには、その流路を、いわゆる圧力に耐えられるとか、そういう流路としての機能は少なくとも説明する必要があると。
1:50:36	それは、
1:50:38	言うなれば有効性評価ではなくて、逆にしては43条の環境条件とか、そっちの方がいろいろ強いのかなと思います。
1:50:47	で、そうしたときに、43条等後はその45条とかのその個別の要求の関係性なんですけど、これはまたCVP例の施行の時にもちょっとお話をさせていただきましたけど、
1:50:59	多分設置許可基準規則のですね条文読んでいただくと、ちょっとわかるわかると思うんですけど、45条とかは、こういった設備を設けなければならないという施設要求をかけていて、
1:51:10	43条の設備は、どういう43条はどういう要求をかけているかという、これは、そういったそれで設けた設備は、こういうものでなければならない。だからその施設要求はあくまで45条以降で欠けてるんですよ。
1:51:24	ていう立て付けになってます。設置許可基準規則も技術基準規則も同様ですけど、
1:51:29	なので、我々が多分ですね多分公認とかすごいわかりやすいと思うんですけど、
1:51:34	我々が書いてる審査書を見たら、多分43条の共通条文と45条以降の個別条文って多分セットで書いてるんですよ基本。
1:51:43	なので切っても切り離せないものだと思います。
1:51:46	今回はまさにあの施設容器をかけている、SG自体を取りかえるわけですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:51	なので、対象なのかなというくらいの意味合いでちょっと確認をしたかったというところですよ。
1:51:57	ちょっとこら辺の話も踏まえてちょっと定義ももう一度見直してもらってですね、結局その要求事項に対してどう変わるのかっていう話になるので今のちょっと考え方をちょっとご認識いただいた上で、
1:52:08	いやそこの考え方やっぱちょっと違うんですっていうことでもそこからちょっと共通認識取れればいいと思いますし、
1:52:14	そこの部分でちょっと明確にしておいていただければいいのかなと思います。
1:52:19	というところでまずちょっと一度整理いただく形でよろしいでしょうか。
1:52:23	関西電力の日谷です。承知しました。
1:52:26	はい。その上で
1:52:31	その上でこの話を初回の会合までにどこまで事実確認したいかと思っているかという、
1:52:39	まず
1:52:40	ちょっとまずですね、10 ページ目ごめんなさいパートの 10 ページ目の表と、この資料 2-0 の方の凡例がちょっと微妙に違うんですよ。
1:52:52	どっちかに統一したい欲しいかなっていうのがまず一つです。
1:52:55	意味合い的にはパワポNo10 ページ目の方でいわゆる空欄になっているものが、補足の方だとバツバツで、
1:53:03	という、白丸のものがマルバツでっていうようなそういう関係だと思うんですけど、
1:53:08	あまりその使い分けることに意味がないかなと思うのでどっちかにまとめてもらえばいいのかなと。その上で定義を明確にしてもらうというのが一つで、その上で、
1:53:18	まず取りたいと思っているのは、
1:53:20	パートの方で言うと、空欄か、それ以外かっていうその境界を明確にしておきたい。
1:53:27	要は
1:53:29	設置許可の本文に変更がなくともですよ、まさにSGRやりたいときに、既許可の基本設計、既許可の基本方針を適用して、やるんですっていう部分については、
1:53:39	それできるのかっていうか、審査も我々しないといけません。変更がない、要は変更がなくていいのかっていう審査ですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:46	ていうところかというと、丸の丸とその黒丸の部分で、審査の粒度っていうのも違ってくると思うんですけど、確認する対象であることになっちゃうまかりはないと思ってます。
1:53:57	そういう意味では、多少なりとも中身が変わってくる、いわゆる0と、白マルと黒マル。
1:54:03	はい。
1:54:04	と、あとそれ以外の空欄の部分のデマケをしっかりと境界を固めるっていうことをまずやりたいと思ってます。
1:54:13	最終的には、今関西電力の方の白丸と黒丸の差っていうところが、何があるかっていうと、添付資料に書くか書かないかっていうところが多分大きい違いだと思うんですけど、そういうところを最後どういうふうにまとめていくのかっていうところは後からついてくる話ですので、
1:54:29	そういった話は最後の方にまた確認を進めていければいいかなと。
1:54:32	まずは中身として白丸クロマルがどこかっていうところをしっかりと固めるっていうことは目的に確認をしていきたいなと思って、
1:54:39	そういう話で先ほど仲野が言った45条とかまさにちょっと、今ちょっと認識にそこがある部分だったので確認をしたというところでした。
1:54:47	というところをちょっとまず確認を進めてちょっと次回また引き続き確認できればと思うんですよろしいでしょうか。
1:54:56	はい。関電北浦です。承知しました。
1:55:02	はい。江藤ほかに条文関係現時点で確認しておきたい点ありますか。
1:55:08	現時点では私以上ですけども、
1:55:11	規制庁中です。
1:55:13	多分、この上部製氷っていういろいろ、
1:55:16	ケースごとに考え方がいろいろあるのかなとは、
1:55:20	思っていてまた許可と工認というのもそれぞれ多分やり方っていうのもあるかと思うんですけどそこは、
1:55:28	定義を踏まえてどう、御社としてですね、
1:55:33	整理していくかっていうのはまたそれはそれで、
1:55:36	次回お話を聞くとして、
1:55:39	今回の工事、例えばSGRで言えばですね、大きくはその位置なり、構造というふう考えた場合に、
1:55:48	1は多分、既存のものとは変わらないでしょう。
1:55:52	ただ構造という観点でいうとですね、本文また事項とそれ以外とつつ、またいろいろ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:59	あると思うんですけど、少なくともいろいろと多少構造は変わってると。
1:56:04	そういった構造が変わるというものに対してですね、どのような条文を適用してどう確認していくか。
1:56:11	多分そういうところで少し事実関係確認を整理していくと思うんですけど、
1:56:18	あとはプラスその既許可ですね、どこまで基本、方針としてですね、確認をされていて、
1:56:28	それから変更があるのかないのかそこら辺もですねここら辺の、
1:56:33	丸のつけ方というのも、
1:56:36	いろいろ考えがあるのかなというふうには、
1:56:39	思ってます。
1:56:40	さらにはですねあとはそのす、許可と工認というところの切り分けでいうと、許可は確かに方針としては変わらないんだけど、
1:56:50	その実現可能性という観点ですね、工認でさらに詳細なものとしてですね例えば耐震とか、
1:56:57	そういうものは多分、評価は確認するんでしょうし、そういう繋がりの中でですね、
1:57:04	基本設計方針段階で、
1:57:07	更新レベルではあるんですけど、
1:57:09	どこまで確認するか。
1:57:11	多分そういうところの観点ですね、御社としての考え方の整理を踏まえてですね少し、
1:57:17	こちらとしてもですね、確認を進めていきたいと思いますのでまた次回説明いただくということであればそれを聞いた上でですね少し、
1:57:26	確認していきたいと思う。
1:57:33	はい。よろしいですかね。はい。
1:57:36	規制庁が他にありますか。現時点よろしいですか。大枠ずれではないと思うんですけど、定義をしっかりと確認した上で最後ずれがないかだけはまだ事実確認、次回のヒアリングしてできればと思いますよろしくお願いします。
1:57:50	あとはあれですね範囲ではなくても、白マルか黒丸かっていうところはまた違ってくるので、ただそれがさっき仲が言ったことで、まさに新しい話じゃないかとかそういう話ですよ。そこら辺は今後の審査でもしっかり確認をさせていただきますのでよろしくお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:05	じゃ、衛藤さんちょっと時間もう来たので、一応今日やりたかったこと、一通りできたかなと思いますので、まず次回のヒアリングで今日お話しさせていただいたことをちょっと、
1:58:16	資料拡充いただいて、またヒアリングで事実確認した後に審査会合で議論させていただければいいかなと思ってます。
1:58:25	というところで、
1:58:27	今日のヒアリングで話した内容を共通認識取れてるかだけ少しちょっと時間延長しますがそれだけやって終わりにする感じでいいです。よろしくをお願いします。
1:58:57	佐藤。
1:58:59	規制庁ニシウチですけど、あれさ関西電力側からとりあえず今日のヒアリングでの確認事項の確認をしてもらう感じでいいですかね。はい。
1:59:08	衛藤。一応
1:59:12	簡単に読み上げだけお願いしてもいいですか。はい。
1:59:19	すいません関西電力の沖です。
1:59:30	えっと、コメント事項ですけども今後のヒアリングの進め方ブロックごとテーマごと等について、検討し、弊社側より提示すると。
1:59:39	ということでまず資料の1-01-1ですけども、改良点について採用実績について、リストを提示する。実績有井のものにつきましても詳細費用が異なるポイントについても比較表を提示する。これ美浜1号機との違いとかそういうところだと認識しております。
1:59:57	で、続く二つ目ですけども安全解析に影響する改良点、こういうところについても提示する。
2:00:03	それから三つ目型式における、これSGの変遷ですね、これをまたご提示させていただくと。
2:00:11	四つ目が、SGRに伴う具体的な取りかえ箇所。
2:00:15	支持構造物を含む、こういうものは図で明示をさせていただくと。
2:00:21	いうもの、それからSG保管庫において既設保管庫との内容物の差異、容量とこれも比較という形で提示をさせていただきます。
2:00:30	それから気象たの取り扱いにつきですけども、これまでの変更申請等も含めまして、変更する際の考え方を、愛媛す。
2:00:41	それから、最後の矢じりですけども保修点検建屋から、
2:00:46	補助建屋の運搬容器の扱い、これにつきましても設置許可にどう関連するかということも含めて示すと。
2:00:56	ものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:57	それから資料 1-2 ですけれども、2-7 項許可本文に内容物を記載していることに対し、記載以外の資機材を仮置する考え方、これ事前に撤去するシール構造物ですけれども、その考え方を示すというもの。
2:01:13	それから資料 1-3 ですけれども、保修点検建屋の運用前後で作業内容変更点を提示すると。
2:01:21	それから二つ目、保修点検建屋で実施される作業を附属設備を漏れなく抽出し、例えば交換作業 30 条に関連するかどうかそういうような観点で整理をするというもの。
2:01:34	それから 2 のゴコウですけれども、第三次について今回新たに設置する範囲を明記すると、ちょっとちょっと本日の図ではちょっと見にくいところもあったかと思しますのでその辺も含めて整理をしたいと思えます。
2:01:47	それから資料 2-0 ですけれども、参考につきまして判例が関係性、既許可変更後について具体的な定義づけを記載すると。
2:01:57	ここはちょっとポイントになるかと思えますけれども、こういうところを整理するというもの、それから、ご指摘いただきました資料 1-0 と、2-0 で判例が違いますので、これについても統一を図ると。
2:02:10	ということでございます。
2:02:13	ずっと以上でよろしいでしょうか。
2:02:16	はい。規制庁西内です。あと、数点だけ確認ですけど、概ね反映されるとは思いますけど、
2:02:24	補修点検Kakehi/パテや関係は、資料 1-1 の概要、まず、
2:02:29	資料 1-3 の一つ目の矢羽根の、
2:02:33	その運用前後でその作業内容変更点、要は燃取建屋とかいろんなところで今やっているものが、
2:02:39	どういうことや、どういう場所でやっているのか。
2:02:42	それが年度建屋へ建てることによってどう変わるのか、っていう意味アズイズからの変更点比較っていうところを、これはどちら、どちらかという概要資料で説明をいただきたいと思えます申請概要を把握する上で
2:02:54	共通理解を取りやすくなるのかなと思えますので、
2:02:58	それは概要パパ側にまわしていただきたいと思ってますというのが一つ。これよろしいですか。はい。話をしました。
2:03:07	はい。あとは概要パワポでいうと保修点検建屋の中に設置する散布とか、そういった主要設備も概要説明側にちょっと記載いただきたいって

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いう話もさせていただいたと思いますけどそれもよろしいですか。はい、承知しました反映します。
2:03:21	はい。
2:03:22	あと資料 2-0 一番最後にお話した適用条文のところの話ですけども 45 条とかの具体的な説、条文とかの考え方について検討してくださいという話を整理してくださいという話をしたと思いますので、
2:03:35	そこの部分もあの後、ご認識いただいていると思いますけどよろしくお願 いします。はい、承知しましてありがとうございます。はい。規制庁が他 に何かありますか。
2:03:43	規制庁仲です。
2:03:45	SDRの方ですけど資料 1-1 の方でちょっとコメントというか、確認させ ていただきますけど、
2:03:52	最後の具体的なその工事の方法というところですね、そこは、
2:03:59	今のところというと、取りかえ箇所について提示というところもありました けど、そういうそこら辺の設置から木田氏から、
2:04:09	というのが、というところも含めての関西電力の沖です。ご指摘いただ いたようにですね立面図しかないということでもとも示してその辺もちょっ とわかりやすいように整理をさせていただきたいと思います。はい。
2:04:21	よろしくお願 いします。
2:04:24	はい。規制庁西内です他にありますか。
2:04:27	よろしいですか。
2:04:28	はい。
2:04:29	これで共通認識取れてると思いますので、この点充実いただいて、次回 ヒアリングでまた事実関係を確認させてください。
2:04:39	はい。では資料についてでき次第また東京支社の方を通じてご連絡い ただければと思いますのでそこでまた事務的に調整を反映させていた だければいいかなと思います。
2:04:48	めどとしては、
2:04:55	冒頭審査スケジュールでも次 5 月末にヒアリングでご希望されたと思う ので、そこら辺をめどに頭に資料出してもらって確認を進めていければ と思います。
2:05:06	はい。全体通してですけど規制庁側よろしいですかね。はい。
2:05:11	関西電力が本庁にいらっしゃる方が何かありますかよろしいですか。
2:05:16	はい。
2:05:17	WEB参加されている関西電力の方何かありますかよろしいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:23	大丈夫ですかね。
2:05:25	はい。谷田部。
2:05:26	はい。図書館のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。